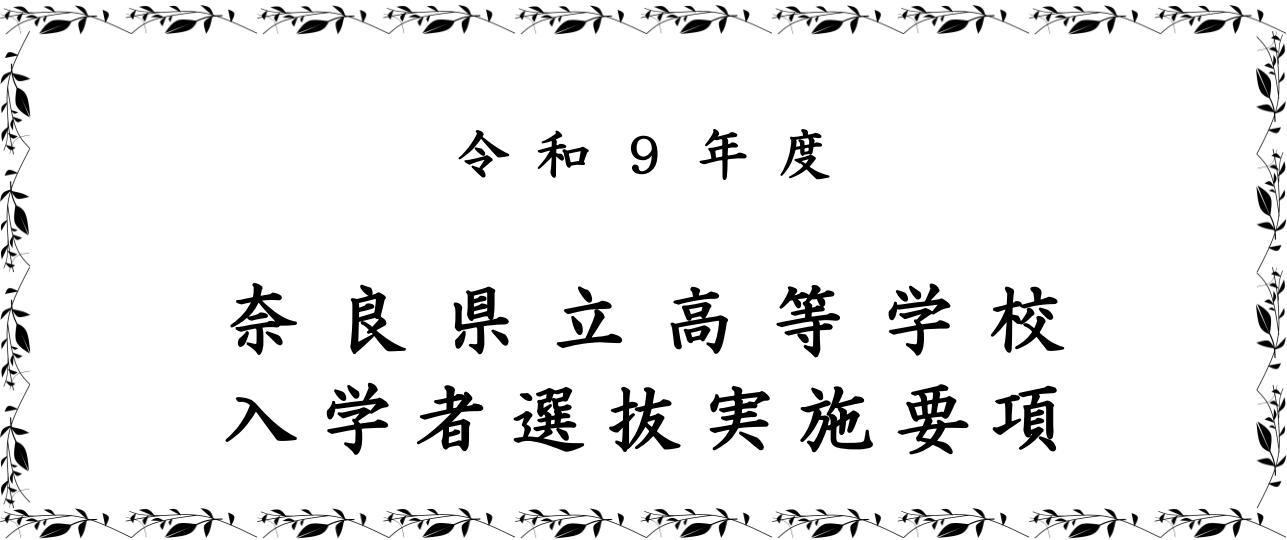




令和 9 年 度

奈良県立高等学校
入学者選抜実施要項

奈良県教育委員会

令和9年度奈良県立高等学校入学者選抜の日程

月	日	曜	一次選抜 特別選抜※	通信制課程選抜	二次選抜 通信制課程二次選抜	追検査
2	1	月				
	2	火				
	3	水				
	4	木				
	5	金				
	6	土				
	7	日				
	8	月	第一出願期間 出願開始日	出願開始日		
	9	火				
	10	水				
	11	木	建国記念の日			
	12	金				
	13	土				
	14	日				
	15	月				
	16	火	第一出願期間 出願受付最終日			
	17	水	第二出願期間 出願開始日			
	18	木				
	19	金	第二出願期間 出願受付最終日	出願受付最終日		
	20	土				
	21	日				
	22	月				
	23	火	天皇誕生日			
	24	水	学力検査等			
	25	木	学校独自検査	学校独自検査		
	26	金				
	27	土				
	28	日				
3	1	月				
	2	火				
	3	水				
	4	木				
	5	金				
	6	土				
	7	日				
	8	月	合格発表	合格発表		追検査申請最終日
	9	火			出願開始日	学力検査
	10	水			出願受付最終日	合格発表
	11	木				
	12	金			合格発表	
	13	土				
	14	日				
	15	月				
	16	火				
	17	水				
	18	木				
	19	金				
	20	土				

※は全国募集特別選抜、インクルーシブ教育推進特別選抜、成人特別選抜を実施する。

目 次

▷ 一 次 選 抜

令和 9 年度奈良県立高等学校入学者一次選抜実施要項	1
----------------------------	---

▷ 二 次 選 抜

令和 9 年度奈良県立高等学校入学者二次選抜実施要項	7
----------------------------	---

▷ 通信制課程選抜・通信制課程二次選抜

令和 9 年度奈良県立高等学校入学者 通信制課程選抜・通信制課程二次選抜実施要項	10
---	----

▷ 特 別 選 抜

令和 9 年度奈良県立高等学校入学者全国募集特別選抜実施要項	14
--------------------------------	----

令和 9 年度奈良県立高等学校入学者インクルーシブ教育推進特別選抜実施要項	18
---------------------------------------	----

令和 9 年度奈良県立高等学校入学者成人特別選抜実施要項	20
------------------------------	----

▷ 特 例 措 置

令和 9 年度奈良県立高等学校入学者外国人・帰国生徒特例措置実施要項	22
------------------------------------	----

▷ 追 検 査

令和 9 年度奈良県立高等学校入学者選抜追検査実施要項	25
-----------------------------	----

▷ 調 査 書

調査書及び学習成績一覧表等作成要領	27
-------------------	----

▷ 県外志願者等の手続き

県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領	35
-----------------------------------	----

他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明手続要領	37
-----------------------------	----

▷ 各種様式

様式 1 ～ 20	38
-----------	----

▷ そ の 他

令和 9 年度奈良県立高等学校入学者選抜における学力検査等の時間割	60
-----------------------------------	----

令和 9 年度奈良県立高等学校入学者選抜に関する Q & A	62
--------------------------------	----

<参考>

令和 9 年度奈良県立特別支援学校 幼稚部・高等部等入学者選抜・選考実施要項概要	74
---	----

令和9年度奈良県立高等学校入学者 一 次 選 抜 実 施 要 項

令和9年度奈良県立高等学校入学者一次選抜については、この要項（以下「一次選抜実施要項」といいます。）に基づいて実施します。

1 応 募 資 格

- (1) 保護者（親権者又は未成年後見人をいいます。以下同じ。）とともに奈良県内に居住している者で、次のアからウのいずれかに該当するもの。ただし、「**県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領**」により承認を得た者は、奈良県内に居住している者とみなします。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれに準じる学校（以下「中学校」といいます。）を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含めます。）を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和9年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

- (2) 奈良県立山辺高等学校自立支援農業科応募にあたっては、上記(1)に加えて次のアからウを追加要件とします。

ア 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障害を有すると判定を受けた者

イ 自力通学が可能である者

ウ 山辺高等学校が実施する教育相談を受けた者

2 一次選抜を実施する学校・学科（コース）

「令和9年度奈良県立高等学校入学者選抜概要」（以下「**入学者選抜概要**」）と示します。）

3 募 集 人 員

募集人員は、「令和9年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。

4 出 願 の 制 限

- (1) 第一出願期間に出願する高等学校を第1希望校とし、出願は1校1学科（コース）に限ります。
- (2) 第一出願期間に出願した者に限り、第二出願期間に第2希望校として1校1学科（コース）に出願できます。ただし、第二出願期間に出願できるのは、第一出願期間における出願者数が募集人員に満たない学科（コース）に限ります。
- (3) 順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (4) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校の入学者選抜・選考への出願者は、出願できません。
- (5) 出願後、志願の取消しはできません。
- (6) 公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校の入学者選抜・選考に合格した者は、出願できません。

- (7) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（「**県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領**」の6参照）が必要です。
- (8) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (9) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出 願 手 続

- (1) 出願受付期間は、次のア及びイのとおりです。

ア 第一出願期間

令和9年2月8日（月）午前9時 から 令和9年2月16日（火）午後3時 まで

イ 第二出願期間

令和9年2月17日（水）午前9時 から 令和9年2月19日（金）午後3時 まで

- (2) 志願者は、出願受付期間内に奈良スーパーアプリWeb出願システム（以下「Web出願システム」といいます。）により、志願する高等学校長へ出願してください。
- (3) Web出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。中学校長の承認後、志願者はWeb出願システムで速やかに入学考査料を納入してください。
- (4) 志願者は、第1希望校の入学考査料として、全日制課程は2,200円、定時制課程は950円をクレジットカード又はPayPay（ペイペイ）によるオンライン決済、銀行振込のいずれかで、第一出願期間内に納入してください。銀行振込の場合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。
- (5) 面接を実施する学科（コース）への志願者は、出願時に「自己アピール文」記入票（様式9）を、Web出願システムにより提出してください。
- (6) 奈良県立高円芸術高等学校音楽科への志願者は、出願時に実技検査受検種目を選択し、実技検査演奏曲楽譜送付票（様式10）とともに、演奏曲の楽譜（書き込みのないもの）を奈良県立高円芸術高等学校へ郵送してください（第一出願期間出願受付最終日必着）。
- (7) 奈良県立添上高等学校スポーツサイエンス科及び奈良県立大和広陵高等学校生涯スポーツ科への志願者は、出願時に実技検査受検種目を選択してください。
- (8) 奈良県立十津川高等学校への志願者は、出願時に検査会場を選択してください。
- (9) 出願手続が完了すると受検票が発行されます。志願者は、ダウンロードして、A4判普通紙（白）にモノクロ（白黒）又はカラーで印刷してください。
- (10) 納入された入学考査料の返還は行いません。
- (11) 中学校長は、奈良県立山辺高等学校自立支援農業科への志願者については、入学志願資格承認申請書（様式11）及び申請の理由を証明する書類をWeb出願システムにより提出してください。

6 調査書等の提出

- (1) 中学校長は、「**調査書及び学習成績一覧表等作成要領**」に基づき、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表を作成してください。
- (2) 中学校長は、次のア及びイを奈良県教育委員会事務局高校教育課長（以下「高校教育課長」

といひます。)宛て、令和9年1月13日(水)から令和9年1月15日(金)までに提出してください。ただし、中高一貫教育校(連携型の中学校は除く)から出願する者、県外中学校から出願する者及び過年度卒業生については、提出する必要はありません。

ア 学習成績一覧表(様式5)

イ 学習成績分布表(様式6及び様式7)

- (3) 中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、第1希望校へは令和9年2月16日(火)午後3時まで、第2希望校へは令和9年2月19日(金)午後3時までに到着のものに限ります。

提出期間

ア 第一出願期間(第1希望校へ)

令和9年2月8日(月)午前9時 から 令和9年2月16日(火)午後3時 まで

イ 第二出願期間(第2希望校へ)

令和9年2月17日(水)午前9時 から 令和9年2月19日(金)午後3時 まで

提出書類

ア 調査書(様式1)

イ 特技に関する記録〔体育〕(様式2)(奈良県立添上高等学校スポーツサイエンス科及び奈良県立大和広陵高等学校生涯スポーツ科への出願者についてのみ必要)

ウ 副申書(様式3)(「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」の1調査書(5)キに該当する出願者についてのみ必要)

- (4) 出願者に関する書類を郵送する場合は、簡易書留で速達とし、受領書等の返信用として中学校の宛先を明記し、760円(簡易書留・速達料金を含みます。)分の切手を貼った封筒(定形郵便物用長形3号12.0cm×23.5cm)1枚を同封してください。また、郵送と同時に電話で、提出する高等学校に、出願者数、出願者氏名、その他必要な事項を連絡してください。
- (5) 高等学校長は、必要に応じて、調査書等の記載内容について中学校長に説明を求めることができます。

7 検 査

- (1) 検査は、「第1日」は令和9年2月24日(水)に、「第2日」は令和9年2月25日(木)に、出願した第1希望の高等学校で実施します。ただし、奈良県立十津川高等学校に出願した場合、奈良県立十津川高等学校(吉野郡十津川村込之上58)又は奈良県立教育研究所(磯城郡田原本町秦庄22-1)を検査会場として選ぶことができます。日程等の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (2) 検査は、次のア、イにより実施します。

ア 全日制課程

国語、社会、数学、理科及び英語(各50点満点)の学力検査又は、国語、数学及び英語(各50点満点)の学力検査並びに学校独自検査(独自問題、口頭試問、作文、面接、実技検査の5種類の検査のうち各高等学校が選択した検査)を実施します。

イ 定時制課程

国語、数学及び英語(各50点満点)の学力検査に加えて、面接を実施します。

- (3) 各高等学校・学科(コース)で実施する検査の種類、配点等は、「**入学者選抜概要**」に示

すとおりで。

(4) 学力検査は、県内一斉に同一問題で実施します。学力検査の問題は、奈良県教育委員会で作成します。

(5) 英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。

(6) 受検に必要なもの（持参品）

受検票、筆記用具、直定規、コンパス、三角定規 1 組（理科の検査で使用できます。）、昼食（入学者選抜概要に示す各高等学校の日程で必要かどうか確認してください。）、上靴、その他指示された用具等

(7) 検査時に所持、使用してはいけないもの

分度器、分度器付きの定規、分度器付きのコンパス、計算機、角度の測定・計算機能・辞書機能・通信機能付きの用具等、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、スマートフォン・携帯電話等の通話・通信機能がある情報端末、その他検査に不要なもの

(8) 受検上の留意事項

ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。

イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。

ウ 通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止です。スマートフォン・携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。

(9) インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に、追検査を実施します（25、26ページ参照）。

8 入学者の選抜

(1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。

(2) 高等学校長は、次の資料Ⅰから資料Ⅲに基づいて選抜を行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

調査書の「各教科の学習成績」（以下「学習成績」といいます。）の合計点（144点満点）、加重配点（学習成績の取扱いを変えること。また、学力検査の取扱いを変えることをいいます。以下同じ。）をした後の学習成績の合計点又はそれらのいずれかに「特技に関する記録〔体育〕」を点数化した点を加算した後の合計点

資料Ⅱ： 検査成績

一次選抜において実施する各検査の合計点

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

(3) 高等学校長は、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に合否の判定を行ってください。

ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。

イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。

- (4) 高等学校長は、資料Ⅲにおいて重視する事項を定め、当該事項を評価して資料Ⅰに加算した点数により、あらかじめ公表した人員（以下「合格人数枠」といいます。）について可否の判定（以下「調査書の特別な取扱い」といいます。）を行うことができます。調査書の特別な取扱いについては、次のアからウにより行ってください。

なお、調査書の特別な取扱いを実施する高等学校・学科（コース）の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

ア 学科（コース）ごとに、募集人員から合格人数枠を除いた人員について、上記(3)に基づき可否の判定を行ってください。ただし、第2（第3）志望を認める学科（コース）の範囲で合格人数枠を定めている場合は、その範囲の学科（コース）の募集人員の合計人数から合格人数枠を除いた人員について可否の判定を行ってください。

イ アで合格とならなかった受検者全員を対象として、上記(3)に基づき可否の判定を行ってください。この場合、資料Ⅲにおいて重視する事項を点数化した点を資料Ⅰに加算することとします。

ウ 受検者数が募集人員以下の学科（コース）については、調査書の特別な取扱いを行いません。ただし、第2（第3）志望を認める学科（コース）において、受検者の第2（第3）志望により募集人員を超えた場合は、調査書の特別な取扱いを行ってください。

- (5) 高等学校において順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することができる学科（コース）及び第1志望を優先して可否を判定する割合については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (6) 各高等学校における選抜資料の取扱いの詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (7) 高等学校長は、第一出願期間に出願した者で可否の判定を行った後、募集人員に満たなかった学科（コース）において、第二出願期間に出願した者で可否の判定を行ってください。

- (8) 高等学校長は、定時制課程において一次選抜による受検者数と成人特別選抜による受検者数との合計が募集人員を超えた場合、受検者数の比率に応じてそれぞれの合格予定者数を定め、原則としてそれに従って合格者を決定してください。この場合、成人特別選抜による合格予定者数は次の式により算出し、一次選抜による合格予定者数は、募集人員から成人特別選抜による合格予定者数を減じた数とします。ただし、成人特別選抜による合格予定者数が募集人員に等しくなった場合は、この原則は適用しません。

<式>

$$(\text{募集人員}) \times \frac{(\text{成人特別選抜による受検者数})}{(\text{全受検者数})} \quad [\text{小数点以下は切り上げ}]$$

- (9) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

9 合 格 発 表

令和9年3月8日（月）午後2時に、Web出願システムにより本人に通知します。

10 そ の 他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるとき、当該高等学校長に連絡を取り、欠席届（様式8）をWeb出願システムにより速やかに提出してください。**4 出願の制限**(2)により2校に出願する場合、まず検査会場となる第1希望校に連絡を取り、その後欠席届（様式8）

を、第1希望校及び第2希望校のどちらにも、Web出願システムにより速やかに提出してください。

なお、追検査を希望する場合は、追検査申請書（様式18）とそれに関わる書類（25ページ参照）を、第1希望校及び第2希望校のどちらにも、Web出願システムにより提出してください。

(2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。

(3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合、高校教育課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校教育課長宛てに書面で申し出てください。

なお、中学校長から高校教育課長への事前の連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和8年12月25日（金）までとします。

(4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合、出願までに高校教育課長に申し出てください。

(5) 在籍校の校長は、学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者一次選抜に出願を希望する者がいる場合、令和9年1月18日（月）までに出席する高等学校長に申し出てください。**4 出願の制限**(2)により2校に出願する場合は、第1希望校及び第2希望校のどちらにも申し出てください。

(6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出してください。

(7) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。

令和9年度奈良県立高等学校入学者 二次選抜実施要項

令和9年度奈良県立高等学校入学者二次選抜については、この要項に基づいて実施します。

1 二次選抜の実施

二次選抜は、一次選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）において実施します。

2 応募資格

応募資格は、「一次選抜実施要項」の1 応募資格(1)に準じます。

3 募集人員

募集人員は、令和9年3月8日（月）に発表します。

4 出願の制限

- (1) 出願は、1校1学科（コース）に限ります。ただし、順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。
- (2) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願できません。
- (3) 出願後、志願の取消しはできません。
- (4) 公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校の入学者選抜・選考に合格した者は、出願できません。
- (5) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（「県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領」の6参照）が必要です。
- (6) 奈良県公立高等学校入学者一次選抜又はインクルーシブ教育推進特別選抜を受検していない者は、出願できません。ただし、一次選抜又はインクルーシブ教育推進特別選抜における追検査申請者は、出願できます。
- (7) 奈良県外から奈良県十津川村に移住し、奈良県立十津川高等学校総合学科での学習を希望する者は、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式14）に必要な書類を添え、令和9年3月10日（水）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得る必要があります。ただし、他の都道府県の一般選抜等を受検している者に限ります。
なお、保護者の奈良県への転居は必要ありません。
- (8) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (9) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 出願受付期間は、次のとおりです。
令和9年3月9日（火）午前9時 から 令和9年3月10日（水）午後4時 まで
- (2) 志願者は、出願受付期間内にWeb出願システムにより、志願する高等学校長へ出願してください。
- (3) Web出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。中学校長の承認後、志願者はWeb出願システムで速やかに入学

考查料を納入してください。

- (4) 志願者は、入学考查料として、全日制課程は2,200円、定時制課程は950円をクレジットカード又はPayPay(ペイペイ)によるオンライン決済、銀行振込のいずれかで納入してください。銀行振込の場合、入学考查料の他に別途手数料が必要となります。
- (5) 出願手続が完了すると受検票が発行されます。志願者は、ダウンロードして、A4判普通紙(白)にモノクロ(白黒)又はカラーで印刷してください。
- (6) 納入された入学考查料の返還は行いません。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、「一次選抜実施要項」の6 調査書等の提出(1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、令和9年3月10日(水)午後4時までに到着のものに限ります。

提出期間

令和9年3月9日(火)午前9時 から 令和9年3月10日(水)午後4時 まで

提出書類

ア 調査書(様式1)

イ 副申書(様式3) (「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」の1 調査書(5)キに該当する出願者についてのみ必要)

7 検 査

検査は、実施しません。

8 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。
- (2) 高等学校長は、次の資料Ⅰから資料Ⅲに基づいて選抜を行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

学習成績の合計点(144点満点)又は加重配点をした後の学習成績の合計点

資料Ⅱ： 一次選抜の国語、数学及び英語の学力検査の得点又はインクルーシブ教育推進特別選抜の一次選抜に準じて実施する検査の得点(一次選抜及びインクルーシブ教育推進特別選抜における追検査対象者は国語、数学及び英語の追検査の得点)

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

- (3) 高等学校長は、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に合否の判定を行ってください。
 - ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。
 - イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。
- (4) 高等学校において順位を付けて2(3)学科(コース)まで志願することができる学科(コース)及び第1志望を優先して合否を判定する割合については、「入学者選抜概要」に

示すとおりです。

- (5) 各高等学校における選抜資料の取扱いの詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

9 合 格 発 表

令和9年3月12日（金）正午に、Web出願システムにより本人に通知します。

10 そ の 他

- (1) 合格した場合は、必ず入学するものとします。
- (2) **4出願の制限** (7)に該当する志願者は、「**県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領**」の7 (1)により、事前に資料請求の手続をしてください。
- (3) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合、出願までに高校教育課長に申し出てください。
- (4) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出してください。
- (5) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。

令和9年度奈良県立高等学校入学者 通信制課程選抜・通信制課程二次選抜実施要項

令和9年度奈良県立山辺高等学校における通信制課程の入学者選抜については、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

応募資格は、「一次選抜実施要項」の1応募資格(1)に準じます。

2 選抜の種類

通信制課程選抜及び通信制課程二次選抜の枠組みで実施します。

3 募集人員

募集人員は、「令和9年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。ただし、通信制課程二次選抜は、通信制課程選抜で定員に満たなかった場合に実施します。

4 出願の制限

- (1) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校の入学者選抜・選考への出願者は、出願できません。
- (2) 出願後、志願の取消しはできません。
- (3) 公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校の入学者選抜・選考に合格した者は、出願できません。
- (4) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（「**県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領**」の6参照）が必要です。
- (5) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (6) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 出願受付期間は、次のとおりです。

選抜の種類	出 願 受 付 期 間
通 信 制 課 程 選 抜	令和9年2月8日（月）午前9時 から 令和9年2月19日（金）午後3時 まで
通信制課程二次選抜	令和9年3月9日（火）午前9時 から 令和9年3月10日（水）午後4時 まで

- (2) 志願者は、出願受付期間内にWeb出願システムにより、奈良県立山辺高等学校長へ出願してください。
- (3) Web出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。
なお、通信制課程への志願者は、入学考査料の納入を要しません。
- (4) 通信制課程選抜への出願時に実施検査の種類（作文又は面接）を選択してください。ただし、面接を選択した場合でも、「自己アピール文」の提出は不要です。
- (5) 出願手続が完了すると受検票が発行されます。志願者は、ダウンロードして、A4判普通

紙（白）にモノクロ（白黒）又はカラーで印刷してください。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、「一次選抜実施要項」の6 調査書等の提出(1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、通信制課程選抜においては令和9年2月19日（金）午後3時まで、通信制課程二次選抜においては令和9年3月10日（水）午後4時までに到着のものに限ります。

選抜の種類	提出期間
通信制課程選抜	令和9年2月8日（月）午前9時から 令和9年2月19日（金）午後3時まで
通信制課程二次選抜	令和9年3月9日（火）午前9時から 令和9年3月10日（水）午後4時まで

提出書類

ア 調査書（様式1）

イ 副申書（様式3）（「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」の1 調査書(5)キに該当する出願者についてのみ必要）

7 検 査

(1) 通信制課程選抜の検査は、令和9年2月25日（木）に、奈良県立山辺高等学校で実施します。日程の詳細については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

なお、通信制課程二次選抜の検査は、実施しません。

(2) 検査は、作文又は面接（50点満点）を実施します。詳細については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

(3) 受検に必要なもの（持参品）

受検票、筆記用具、上靴

(4) 検査時に所持、使用してはいけないもの

辞書機能・通信機能付きの用具等、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、スマートフォン・携帯電話等の通話・通信機能がある情報端末、その他検査に不要なもの

(5) 受検上の留意事項

ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。

イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。

ウ 通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止です。スマートフォン・携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。

(6) 通信制課程選抜において、検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

(1) 奈良県立山辺高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。

(2) 通信制課程選抜において、奈良県立山辺高等学校長は、次の資料Ⅰから資料Ⅲに基づいて選抜を行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

学習成績の合計点（144点満点）

資料Ⅱ： 検査成績

作文の得点又は面接の得点

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

(3) 通信制課程選抜において、奈良県立山辺高等学校長は、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に可否の判定を行ってください。

ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、可否の判定において、配慮してください。

イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。

(4) 通信制課程選抜においては、出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

(5) 通信制課程二次選抜において、奈良県立山辺高等学校長は、次の資料Ⅰ及び資料Ⅱに基づいて選抜を行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

学習成績の合計点（144点満点）

資料Ⅱ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

(6) 通信制課程二次選抜において、奈良県立山辺高等学校長は、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に可否の判定を行ってください。

ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅱを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、可否の判定において、配慮してください。

イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰの得点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅱ等を考慮して総合的に行ってください。

9 合格発表

次の各選抜の合格発表日時に、Web出願システムにより本人に通知します。

選 抜 の 種 類	合 格 発 表 日 時
通 信 制 課 程 選 抜	令和9年3月8日（月）午後2時
通信制課程二次選抜	令和9年3月12日（金）正午

10 そ の 他

(1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、奈良県立山辺高等学校長に連絡をとり、欠席届（様式8）をWeb出願システムにより速やかに提出してください。

(2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。

(3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる

場合には、高校教育課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校教育課長宛てに書面で申し出てください。

なお、中学校長から高校教育課長への事前の連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和8年12月25日（金）までとします。

- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合、出願までに高校教育課長に申し出てください。
- (5) 在籍校の校長は、学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者通信制課程選抜又は奈良県立高等学校入学者通信制課程二次選抜に出願を希望する者がいる場合、令和9年1月18日（月）までに奈良県立山辺高等学校長に申し出てください。
- (6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、奈良県立山辺高等学校長に提出してください。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。

令和9年度奈良県立高等学校入学者 全国募集特別選抜実施要項

令和9年度奈良県立高等学校入学者全国募集特別選抜については、この要項に基づき、奈良県立高等学校入学者一次選抜と合わせて実施します。

1 応募資格

次のアからウのいずれかに該当する者で、かつ、奈良県外に居住しているもの。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれに準じる学校（以下「中学校」といいます。）を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含めます。）を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和9年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

2 全国募集特別選抜を実施する学校・学科

次のアからウの枠組みで実施します。

ア 高等学校入学後、各校が指定する運動部に所属し、選手として3年間継続して活動する意欲がある者が志願できる学校・学科及び指定する運動部は、次のとおりです。

学 校	学 科	指定する運動部
奈良県立山辺高等学校	農業探究科	馬術部、ライフル射撃部
	総合学科	
奈良県立御所実業高等学校	環境緑地科	ラグビー部
	機械工学科	
	電気工学科	
	都市工学科	
	薬品科学科	
奈良県立宇陀高等学校	普通科	自転車競技部
	情報科学科	
	こども・福祉科	
奈良県立王寺工業高等学校	機械工学科	ボクシング部
	電気工学科	
	情報電子工学科	
奈良県立十津川高等学校	総合学科	ボート部

イ 各校の学科に対して強い目的意識がある者が志願できる学校・学科は、次のとおりです。

学 校	学 科
奈良県立御所実業高等学校	薬品科学科
奈良県立奈良南高等学校	伝統建築科

ウ 奈良県十津川村に移住し、奈良県立十津川高等学校総合学科での学習を希望する者を対象に実施します。

3 募 集 人 員

2 全国募集特別選抜を実施する学校・学科アからウそれぞれにおいて、学校・学科ごとに、「一次選抜実施要項」の3 募集人員の15%（小数点以下切り捨て）を上限とします。ただし、一次選抜、全国募集特別選抜、インクルーシブ教育推進特別選抜の合格者数の合計が募集人員に満たない場合は、15%を超えて受け入れます。

4 出 願 の 制 限

- (1) 出願は、1校1学科に限ります。同時期に実施される公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校の入学者選抜・選考への出願者は、出願できません。
- (2) 順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。
- (3) 出願後、志願の取消しはできません。
- (4) 公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校の入学者選抜・選考に合格した者は、出願できません。
- (5) 2 全国募集特別選抜を実施する学校・学科ア、イの場合、奈良県立高等学校全国募集入学志願許可申請書（様式15）に必要な書類を添え、令和9年1月6日（水）から同年2月10日（水）午後5時までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得る必要があります。
また、2 全国募集特別選抜を実施する学校・学科ウの場合、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式14）に必要な書類を添え、令和9年1月6日（水）から同年2月10日（水）午後5時までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得る必要があります。
- (6) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (7) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出 願 手 続

- (1) 出願受付期間は、次のとおりです。
令和9年2月8日（月）午前9時 から 令和9年2月16日（火）午後3時 まで
- (2) 志願者は、出願受付期間内にWeb出願システムにより、志願する高等学校長へ出願してください。
- (3) Web出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。中学校長の承認後、志願者はWeb出願システムで速やかに入学考査料を納入してください。
- (4) 志願者は、入学考査料として2,200円をクレジットカード又はPayPay（ペイペイ）によるオ

ンライン決済、銀行振込のいずれかで出願期間内に納入してください。銀行振込の場合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。

- (5) 面接を実施する学校・学科への志願者は、出願時に「自己アピール文」記入票（様式9）を、Web出願システムにより提出してください。
- (6) 奈良県立十津川高等学校への志願者は、出願時に検査会場を選択してください。
- (7) 出願手続が完了すると受検票が発行されます。志願者は、ダウンロードして、A4判普通紙（白）にモノクロ（白黒）又はカラーで印刷してください。
- (8) 納入された入学考査料の返還は行いません。
- (9) 志願者は、**4 出願の制限** (5)の事前の手続により奈良県教育委員会教育長の承認を得た申請書（様式14又は様式15）をWeb出願システムにより提出してください。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、「**一次選抜実施要項**」の**6 調査書等の提出** (1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、令和9年2月16日（火）午後3時までに到着のものに限ります。

提出期間

令和9年2月8日（月）午前9時 から 令和9年2月16日（火）午後3時 まで

提出書類

ア 調査書（様式1）

イ 副申書（様式3）（「**調査書及び学習成績一覧表等作成要領**」の**1 調査書**(5)キに該当する出願者についてのみ必要）

7 検 査

検査は、「**一次選抜実施要項**」の**7 検査** (1)～(8)に準じます。

なお、検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

選抜は、「**一次選抜実施要項**」の**8 入学者の選抜** (1)～(6)及び(9)に準じます。

9 合 格 発 表

令和9年3月8日（月）午後2時に、Web出願システムにより本人に通知します。

10 そ の 他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるとき、当該高等学校長に連絡をとり、欠席届（様式8）を速やかに提出してください。
- (2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。
- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合、高校教育課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校教育課長宛てに書面で申し出てください。
なお、中学校長から高校教育課長への事前の連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和8年12月25日（金）までとします。
- (4) 志願者は、「**県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領**」の**7 (1)**により、事前に資料請求の手続をしてください。

- (5) 在籍校の校長は、学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者全国募集特別選抜に出願を希望する者がいる場合、令和9年1月18日（月）までに出席する高等学校長に申し出て下さい。
- (6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出して下さい。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。

令和9年度奈良県立高等学校入学者 インクルーシブ教育推進特別選抜実施要項

令和9年度奈良県立高等学校入学者インクルーシブ教育推進特別選抜については、この要項に基づき、奈良県立高等学校入学者一次選抜と合わせて実施します。

1 応募資格

応募資格は、「一次選抜実施要項」の1応募資格(1)に定める資格を有する者で、かつ、以下の状況が全て当てはまるもの

- ・肢体不自由があり、自筆記入による回答が困難である者、かつ特別な支援機器等によっても、学力検査受検において表現活動が著しく困難であるため、特別な検査が必要であると奈良県教育委員会が認めた者
- ・医療的ケア児等で、自力通学が著しく困難である者

2 インクルーシブ教育推進特別選抜を実施する高等学校

志願者の在籍中学校長及び当該市町村教育委員会と奈良県教育委員会が十分な相談のうえで決定した全日制課程の高等学校

3 募集人員

「一次選抜実施要項」の3募集人員によります。ただし、インクルーシブ教育推進特別選抜による合格者数と一次選抜による合格者数との合計は、募集人員を超えないものとします。

4 出願の制限

- (1) 第一出願期間に出願する高等学校を第1希望校とし、出願は1校1学科（コース）に限ります。
- (2) 第一出願期間に出願した者に限り、第二出願期間に第2希望校として1校1学科（コース）に出願できます。ただし、第二出願期間に出願できる学科（コース）は、第一出願期間における出願者数が募集人員に満たない2インクルーシブ教育推進特別選抜を実施する高等学校の学科（コース）に限ります。
- (3) 順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。
- (4) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校の入学者選抜・選考への出願者は、出願できません。
- (5) 出願後、志願の取消しはできません。
- (6) 公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校入学者選抜・選考に合格した者は、出願できません。
- (7) インクルーシブ教育推進特別選抜入学志願資格承認申請書（様式20）に必要な書類を添え、令和8年9月30日（水）までに奈良県教育委員会教育長の承認を得る必要があります。
- (8) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（「県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領」の6参照）が必要です。
- (9) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (10) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出願手続

出願手続は、「一次選抜実施要項」の5出願手続に準じます。

なお、志願者は、インクルーシブ教育推進特別選抜入学志願資格承認申請書（様式20）を

Web出願システムにより提出してください。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、「一次選抜実施要項」の**6 調査書等の提出**に準じます。

7 検 査

検査は、「一次選抜実施要項」の**7 検査**に準じます。ただし、検査方法については、個人の状況を鑑みて柔軟に実施します。

8 入学者の選抜

選抜は、「一次選抜実施要項」の**8 入学者の選抜**(1)～(7)及び(9)に準じます。

9 合 格 発 表

令和9年3月8日(月)午後2時に、Web出願システムにより本人に通知します。

10 そ の 他

「一次選抜実施要項」の**10その他**(1)、(2)及び(4)～(7)に準じます。

令和 9 年度 奈良県立高等学校入学者 成人 特 別 選 抜 実 施 要 項

令和 9 年度奈良県立高等学校入学者成人特別選抜については、この要項に基づき、奈良県立高等学校入学者一次選抜と合わせて実施します。

1 応 募 資 格

奈良県内に居住し、平成21年 4 月 1 日以前に生まれた者で、次のア又はイに該当するもの。
ただし、「**県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領**」により承認を得た者は、奈良県内に居住している者とみなします。

ア 中学校を卒業した者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

2 成人特別選抜を実施する学校・課程

奈良県立高等学校定時制課程

3 募 集 人 員

「一次選抜実施要項」の**3 募集人員**によります。ただし、成人特別選抜による合格者数と一次選抜による合格者数との合計は、募集人員を超えないものとします。

4 出願の制限

「一次選抜実施要項」の**4 出願の制限**(1)、(2)及び(4)～(8)に準じます。

5 出 願 手 続

(1) 出願受付期間は、次のア及びイのとおりです。

ア 第一出願期間

令和 9 年 2 月 8 日（月）午前 9 時 から 令和 9 年 2 月 16 日（火）午後 3 時 まで

イ 第二出願期間

令和 9 年 2 月 17 日（水）午前 9 時 から 令和 9 年 2 月 19 日（金）午後 3 時 まで

(2) 志願者は、出願受付期間内にWeb出願システムにより、志願する高等学校長へ出願してください。

(3) Web出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。中学校長の承認後、志願者はWeb出願システムで速やかに入学考査料を納入してください。

(4) 志願者は、第 1 希望校の入学考査料として950円をクレジットカード又はPayPay(ペイペイ)によるオンライン決済、銀行振込のいずれかで第一出願期間内に納入してください。銀行振込の場合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。

(5) 出願手続が完了すると受検票が発行されます。志願者は、ダウンロードして、A 4 判普通紙（白）にモノクロ（白黒）又はカラーで印刷してください。

(6) 納入された入学考査料の返還は行いません。

(7) 「自己アピール文」の提出は不要です。

6 検 査

(1) 検査は、令和 9 年 2 月 24 日（水）に、出願した第 1 希望の高等学校において、作文（50点満点）及び面接を実施します。

(2) 作文の問題は、各学校が作成します。

- (3) 受検に必要なもの（持参品）

受検票、筆記用具、上靴

- (4) 検査時に所持、使用してはいけないもの

辞書機能・通信機能付きの用具等、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、スマートフォン・携帯電話等の通話・通信機能がある情報端末、その他検査に不要なもの

- (5) 受検上の留意事項

ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。

イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。

ウ 通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止です。スマートフォン・携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。

- (6) インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に、追検査を実施します（25、26ページ参照）。

7 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。

- (2) 高等学校長は、作文の得点及び面接の結果に基づいて選抜し、総合的に合否の判定を行ってください。

なお、成人特別選抜による受検者数と一次選抜による受検者数との合計が募集人員を超えた場合は、「一次選抜実施要項」の8入学者の選抜(8)により合格者を決定することを原則とします。

- (3) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

8 合格発表

令和9年3月8日（月）午後2時に、Web出願システムにより本人に通知します。

9 その他

「一次選抜実施要項」の10その他に準じます。

令和９年度奈良県立高等学校入学者 外国人・帰国生徒特例措置実施要項

令和９年度奈良県立高等学校入学者外国人・帰国生徒特例措置については、この要項に基づいて実施します。

１ 応募資格

「一次選抜実施要項」の１応募資格(1)に定める資格を有する者で、かつ、次のアからウのいずれかに該当するもの。

ア 保護者の海外勤務等に伴う外国での在学期間が、帰国時からさかのぼり継続して２年以上の者で、令和８年１月１日以降に帰国したもの

イ 中国等引揚者等で、原則として小学校第４学年以上の学年に編入学したもの

ウ 外国人の生徒で、原則として小学校第４学年以上の学年に編入学したもの

２ 外国人・帰国生徒特例措置を実施する学校・学科

奈良県立国際高等学校 国際科

奈良県立法隆寺国際高等学校 総合英語科

奈良県立高取国際高等学校 国際コミュニケーション科

３ 募集人員

各校各学科若干名

４ 出願の制限

- (1) 第一出願期間に出願する高等学校を第１希望校とし、出願は１校１学科に限ります。
- (2) 第一出願期間に出願した者に限り、第二出願期間に第２希望校として１校１学科（コース）に出願できます。ただし、第二出願期間に出願できるのは、**２外国人・帰国生徒特例措置を実施する学校・学科**の学科に限ります。
- (3) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校の入学者選抜・選考への出願者は、出願できません。
- (4) 出願後、志願の取消しはできません。
- (5) 公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校の入学者選抜・選考に合格した者は、出願できません。
- (6) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（「**県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領**」の６参照）が必要です。
- (7) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (8) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

５ 出願手続

- (1) 出願受付期間は、次のア及びイのとおりです。

ア 第一出願期間

令和９年２月８日（月）午前９時 から 令和９年２月16日（火）午後３時 まで

イ 第二出願期間

令和９年２月17日（水）午前９時 から 令和９年２月19日（金）午後３時 まで

- (2) 志願者は、出願受付期間内にWeb出願システムにより、志願する高等学校長へ出願してください。

- (3) Web出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。中学校長の承認後、志願者はWeb出願システムで速やかに入学考査料を納入してください。
- (4) 志願者は、第1希望校の入学考査料として2,200円をクレジットカード又はPayPay(ペイペイ)によるオンライン決済、銀行振込のいずれかで、第一出願期間内に納入してください。銀行振込の場合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。
- (5) 出願手続が完了すると受検票が発行されます。志願者は、ダウンロードして、A4判普通紙(白)にモノクロ(白黒)又はカラーで印刷してください。
- (6) 納入された入学考査料の返還は行いません。
- (7) 「自己アピール文」の提出は不要です。
- (8) 志願者は、次の書類をWeb出願システムにより提出してください。ただし、県内の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、イ及びウの提出は不要です。
 - ア 外国人・帰国生徒特例措置適用申請書(様式12)
 - イ 海外生活を証明する書類
 - ウ 奈良県公立高等学校入学志願許可申請書(様式13)

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、「一次選抜実施要項」の6 調査書等の提出(1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、第1希望校へは令和9年2月16日(火)午後3時まで、第2希望校へは令和9年2月19日(金)午後3時までに到着のものに限ります。

提出期間

ア 第一出願期間(第1希望校へ)

令和9年2月8日(月)午前9時 から 令和9年2月16日(火)午後3時 まで

イ 第二出願期間(第2希望校へ)

令和9年2月17日(水)午前9時 から 令和9年2月19日(金)午後3時 まで

提出書類

ア 調査書(様式1)(調査書を提出できない場合は、これに代わるもの)

イ 副申書(様式3)(「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」の1 調査書(5)キに該当する出願者についてのみ必要)

7 検 査

- (1) 検査は、令和9年2月24日(水)に、出願した第1希望の高等学校で実施します。日程等の詳細については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。
- (2) 検査は、数学及び英語の学力検査(各50点満点)、作文(50点満点)並びに面接を実施します。
- (3) 学力検査は、奈良県教育委員会が作成した一次選抜の学力検査の問題を使用して実施します。
- (4) 英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。
- (5) 作文の検査問題は、奈良県教育委員会が作成します。
- (6) 受検に必要なもの(持参品)
 - 受検票、筆記用具、直定規、コンパス、昼食、上靴
- (7) 検査時に所持、使用してはいけないもの
 - 分度器、分度器付きの定規、分度器付きのコンパス、計算機、角度の測定・計算機能・辞

書機能・通信機能付きの用具等、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、スマートフォン・携帯電話等の通話・通信機能がある情報端末、その他検査に不要なもの

(8) 受検上の留意事項

ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。

イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。

ウ 通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止です。スマートフォン・携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。

(9) インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に、追検査を実施します（25、26ページ参照）。

8 入学者の選抜

(1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。

(2) 選抜に当たっては、学力検査及び作文の得点並びに面接の結果等を考慮して、総合的に判定してください。

9 合格発表

令和9年3月8日（月）午後2時に、Web出願システムにより本人に通知します。

10 その他

「一次選抜実施要項」の10その他に準じます。

令和9年度奈良県立高等学校入学者選抜 追 検 査 実 施 要 項

令和9年度奈良県立高等学校入学者選抜における追検査については、この要項に基づいて実施します。

1 追検査対象者

インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由で、一次選抜、インクルーシブ教育推進特別選抜、成人特別選抜、外国人・帰国生徒特例措置の検査を欠席した者の中で、追検査を希望する者

2 追検査を設定しない学科（コース）

奈良県立磯城野高等学校 フードデザイン科（シェフコース、パティシエコース）

3 受 検 手 続

(1) 追検査を希望する者は、検査当日に中学校長を経て出願した高等学校長にその旨を申し出てください。「一次選抜実施要項」の4出願の制限(2)による場合は、第1希望校及び第2希望校どちらの高等学校にも申し出てください。また、中学校長は、令和9年2月26日（金）午後3時までに、追検査申請書（様式18）と受検できなかった理由を証明する書類（病気の場合は検査当日の医師の診断書）を、Web出願システムにより高等学校長に提出してください。申請を受けた高等学校長は、追検査対象証明書（様式19）を、Web出願システムにより中学校長に交付してください。追検査対象証明書（様式19）の交付をもって、志願者からの追検査申請が可能になります。

(2) 志願者からの追検査の申請受付期間は、次のとおりです。

令和9年3月5日（金）午前9時 から 令和9年3月8日（月）午後3時 まで

(3) 志願者は、申請受付期間内にWeb出願システムにより、志願する高等学校長へ申請してください。

4 検 査

(1) 検査は、令和9年3月9日（火）に、奈良県立教育研究所で実施します。

(2) 一次選抜及びインクルーシブ教育推進特別選抜の追検査は、追検査対象者が第1希望校とした高等学校の学科（コース）で実施されたものと同じ教科の学力検査を実施します。また、成人特別選抜の追検査は作文、外国人・帰国生徒特例措置の追検査は学力検査（数学、英語）及び作文を実施します。

(3) 学力検査は、奈良県教育委員会で作成した追検査の問題を使用して実施します。

(4) 英語の学力検査には、聞き取り検査はありません。

(5) 受検に必要なもの（持参品）

欠席した検査の受検票、筆記用具、直定規、コンパス、三角定規1組（理科の検査で使用できます。）、昼食（学力検査を5教科受検する必要がある場合）

(6) 検査時に所持、使用してはいけないもの

分度器、分度器付きの定規、分度器付きのコンパス、計算機、角度の測定・計算機能・辞書機能・通信機能付きの用具等、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、スマートフォン

・携帯電話等の通話・通信機能がある情報端末、その他検査に不要なもの

(7) 受検上の留意事項

ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。

イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。

ウ 通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止です。スマートフォン・携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。

5 入学者の選抜

(1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。

(2) 募集人員を超えて合格者を決定することができます。

(3) 高等学校長は、各選抜の実施要項に基づいて総合的に合否の判定を行ってください。

6 合格発表

令和9年3月10日（水）午後3時に、Web出願システムにより本人に通知します。

7 その他

各選抜の実施要項に準じます。

調査書及び学習成績一覧表等作成要領

調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表の作成については、この要領に基づいてください。

1 調 査 書

- (1) 調査書（様式 1）は、生徒指導要録に基づいて、中学校長が厳正に作成してください。作成に当たっては、調査書作成委員会を設置し、公正を期してください。
- (2) 調査書は、県内中学校は電子データで提出してください。県外中学校は郵送にて提出してください。
- (3) 調査書の「生徒番号」欄には、学習成績一覧表（様式 5）の当該生徒の生徒番号（第 3 学年生徒全員について、1 から始まる一連の番号）と同じ番号を記入してください。ただし、中高一貫教育校（連携型の中学校は除く）から出願する者、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、斜線を記入してください。また、令和 8 年 12 月 24 日以降に転・編入学した生徒についても、斜線を記入してください。
- (4) 調査書の「卒業・卒業見込み」については、令和 9 年 3 月 1 日付けで該当するものを○印で囲んでください。
- (5) 学習成績は、次のアからキに従って記入してください。

ア 学習成績は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び英語の各教科とも、第 1 学年、第 2 学年及び第 3 学年の成績とします。令和 9 年 3 月卒業見込みの者の第 3 学年の成績は、第 1 学期及び第 2 学期の成績によってください。ただし、2 学期制を実施している中学校においては、4 月から 12 月までの成績によってください。

イ 次の(7)及び(4)により、各教科別、学年ごとに記入してください。

(7) 生徒指導要録に記載された第 1 学年及び第 2 学年の第 3 観点（主体的に学習に取り組む態度）における観点別学習状況の評価の A、B、C をそれぞれ 3、2、1 に読み替えた数値

(4) 第 3 学年の第 1 学期及び第 2 学期の観点別学習状況の評価を総括した 5 段階評定値を 2 倍した数値、又は第 3 学年の第 1 学期及び第 2 学期のそれぞれの 5 段階評定値を合計した数値

ただし、2 学期制を実施している中学校においては、上記に準じて第 3 学年の評定値を算出してください。

ウ 学習成績の算出に当たっては、中学校長は、各教科の学習成績算出資料（様式 4）を作成し、1 年間これを保存してください。

エ 県外中学校から出願する者の学習成績も、ア及びイのとおりとします。

オ 過年度卒業者についても、当該生徒に関する生徒指導要録記載の第 1 学年及び第 2 学年の第 3 観点における観点別学習状況の評価の A、B、C をそれぞれ 3、2、1 に読み替えた数値及び第 3 学年の評定を記入してください。

カ 外国の学校（日本人学校等、国内の中学校における教育と同等の教育を行うことを目的

とする教育施設を除きます。)から中学校に編入学した生徒及び中学校夜間学級に編入学した生徒については、**4 外国の学校から中学校に編入学した生徒等の調査書の作成等について**に従って調査書その他の書類を作成してください。

(※ なお、カに該当する生徒の調査書成績については、その生徒の検査成績、その生徒が出願した高等学校の全受検者の検査成績及び学習成績を基に算出します。)

キ 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が中学校に登校したくともできない状況にあることで、参考にできる資料等が乏しく、適切な評価に努めても、ア及びイのとおり評価ができない教科がある生徒、並びに特別支援学級又は特別支援学校に在籍する知的障害がある生徒で、評価を文章で記述するため、ア及びイのとおり評価ができない教科がある生徒については、次の(ア)から(カ)により記入してください。

なお、県外中学校から出願する者について、調査書を手書きで作成する場合、次の(カ)及び(キ)により調査書を訂正してください。

(ア) 第1学年、第2学年の第3観点における観点別学習状況の評価のA、B、Cをそれぞれ3、2、1に読み替えた数値を記入してください。各学年において、イ(ア)のとおり評価ができない教科の学習成績欄は「―」と記入してください。

(イ) 第3学年における学習成績をア及びイ(イ)のとおり評価ができた期間に応じて各教科の満点を、5点又は10点として算出してください。ア及びイ(イ)のとおり評価ができた期間がない教科の学習成績欄は「―」と記入してください。

(ウ) 各教科の学習成績の合計欄には、各学年に記入された数値を合計し、「[評価ができた学年の学習成績の合計] / [評価ができた学年の学習成績の満点の合計]」と記入してください。

各学年の学習成績の合計欄には、各教科に記入された数値を合計し、「[評価ができた教科の学習成績の合計] / [評価ができた教科の学習成績の満点の合計]」を記入してください。

各教科、各学年の学習成績の合計の合計欄には、「[評価ができた教科の学習成績の合計] / [評価ができた教科の学習成績の満点の合計]」を記入してください。

(エ) 教科ごとに、全ての学年の学習成績の記載が「―」の場合は、当該教科の学習成績の合計欄に「―」と記入してください。

また、学年ごとに、全ての教科の学習成績の記載が「―」の場合は、当該学年の学習成績の合計欄に「―」と記入してください。

なお、学習成績の全ての教科の学習成績が「―」の場合は、各教科、各学年の学習成績の合計欄に「―」と記入してください。

(オ) 中学校長は副申書(様式3)を作成し、調査書と併せて高等学校へ提出してください。副申書には、学習成績の記入が困難な事由及び学校としての指導の経緯等を記載し、原則として医師の診断書やカウンセラーとの相談の記録等の資料を、必ず添付してください。添付資料については、中学校長が原本証明したものとします。

(カ) 学習成績の合計が算出できた場合

調査書の学習成績の合計欄に記載された「／〔満点〕」の〔満点〕を黒の二本線で消し、その上部に〔評価ができた教科の学習成績の満点の合計〕を記入してください。

(㌵) 学習成績の合計が算出できない場合

調査書の学習成績の合計欄に記載された「／〔満点〕」の〔満点〕を黒の二本線で消してください。

(※ なお、キに該当する生徒の調査書成績については、その生徒の検査成績、その生徒が出願した高等学校の全受検者の検査成績及び学習成績を基に算出します。)

(6) 調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」欄の記入の際には、次のアからエ及び調査書記入上の注意事項（32、33ページ）に留意してください。

ア 「学習活動の記録」欄には、「総合的な学習の時間」について、取り組んだ内容を記入してください。

イ 「特別活動の記録」欄には、学級活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動の状況について、主な事実を記入してください。その際、生徒会本部役員であるか学級活動の中での役員であるかの区別ができるように記入してください。

ウ 「行動の記録」欄には、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、中学校生徒指導要録の「行動の記録」欄において各中学校が定めた評価項目の趣旨に照らして第1学年から第3学年の3年間のうち2年以上、十分に満足できる状況にあると判断されたものについて、その評価項目を記入してください。

エ 「スポーツ・文化活動等の記録」欄には、スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動、資格取得等のア及びイ以外の活動について、その実績等を具体的に記入してください。この場合、部活動や地域クラブ活動については、所属年限や活動状況がわかるように記入してください。また、大会等での実績の記入に当たっては、志願者本人が大会登録メンバー（レギュラーとして先発出場したか否かは問いません。）として出場したもののについて、賞状、記録集及び証明書等で確認の上、成績とともに学年及び主催者名について記入例に従って記入してください。また、「特技に関する記録〔体育〕」（様式2）を提出する生徒の場合は、「特技に関する記録〔体育〕」に記載した競技成績や活動の記録等も記入してください。検定等の資格取得の記入に当たっては、記入例に従って主催者名、名称及び資格取得年月を記入してください。

(7) 令和3年3月以前の卒業者については、上記(5)及び(6)は記入する必要はありません。

2 学習成績一覧表

(1) 学習成績一覧表（様式5）は、令和8年12月23日において第3学年に在籍する生徒全員について、学級ごとに別葉で作成してください。ただし、中高一貫教育校（連携型の中学校は除く）から出願する者、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、作成する必要はありません。

(2) 「生徒番号」欄には、調査書と同じ番号（第3学年生徒全員について、1から始まる一連

の番号)を記入してください。

- (3) 学習成績が144点満点で評価できない生徒については、備考欄にカ又はキ（**1 調査書**(5)カ、キに対応）を記入してください。

3 学習成績分布表

学習成績分布表（様式6及び様式7）は、学習成績一覧表に学習成績を144点満点で記入した生徒全員について作成してください。ただし、中高一貫教育校（連携型の中学校は除く）から出願する者、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、作成する必要はありません。

4 外国の学校から中学校に編入学した生徒等の調査書の作成等について

外国の学校（日本人学校等、国内の中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする教育施設を除きます。）から中学校に編入学した生徒及び中学校夜間学級に編入学した生徒についての調査書その他の書類は、次の(1)から(3)に基づいて作成してください。

- (1) 編入学した中学校又は中学校夜間学級に在籍している期間の学習成績の算出等について

ア 第2学年、第3学年に編入学した生徒については、次の(ア)から(エ)の区分に応じ、中学校又は中学校夜間学級に在籍した期間についての学習成績を算出してください。

- (ア) 第3学年の第3学期以降に編入学した者

学習成績を算出する必要はありません。調査書の学習成績の欄は空欄にしてください。

- (イ) 第3学年の第2学期に編入学した者

第3学年の第2学期の成績を45点満点（5点×9教科）で算出したものを学習成績とし、調査書に記入してください。学習成績の合計欄にある「144」を消し、「45」と記入してください。

- (ロ) 第3学年の第1学期に編入学した者

第3学年の第1学期及び第2学期の成績を90点満点（10点×9教科）で算出したものを学習成績とし、調査書に記入してください。学習成績の合計欄にある「144」を消し、「90」と記入してください。

- (ハ) 第2学年に編入学した者

第2学年の第3観点における観点別学習状況の評価を**1 調査書**(5)イ(ア)によりそれぞれ3、2、1に読み替えた数値（3点×9教科）及び第3学年の第1学期及び第2学期の成績を90点満点（10点×9教科）で算出したものを学習成績とし、調査書に記入してください。学習成績の合計欄にある「144」を消し、「117」と記入してください。

イ ア以外の生徒の学習成績は、**1 調査書**(5)ア及びイに基づき144点満点で算出してください。

ウ 過年度卒業者について、生徒指導要録に第1学年及び第2学年の第3観点における観点別学習状況の評価の記載がない場合は、第3学年の5段階評定値を2倍した数値によって90点満点で算出したものを学習成績とし、調査書に記入してください。第1学年の第3観点における観点別学習状況の評価の記載がない場合は、第2学年の第3観点における観点別学習状況の評価のA、B、Cをそれぞれ3、2、1に読み替えた数値及び第3学年の5

段階評定値を2倍した数値の合計によって117点満点で算出したものを学習成績とし、調査書に記入してください。

(2) 外国の学校に在籍していた期間の成績等について

上記(1)ア及びウに掲げる者について、外国の学校での成績証明書がある場合は、その写し（中学校長が原本証明したもの）を調査書に添付して出願校に提出してください。この場合、調査書の「学習活動の記録」欄に「添付資料有り」と記入してください。添付資料については、教科名及び成績等について高等学校から問い合わせる場合があります。

(3) 調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」欄の記入について

現在在籍している中学校における活動に加えて、外国の学校における活動についても、次のア及びイの要領で記入してください。

ア 「学習活動の記録」欄には、外国の学校が発行した成績証明書等により、学習活動の成果が顕著であると確認できる場合は、その内容を記入してください。

イ 「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」欄には、外国の学校が発行した成績証明書等により、学習活動以外の活動について主な事実、実績等が確認できる場合に、その内容を記入してください。

調査書記入上の注意事項

- 1 奈良県内の中学校等で令和8年12月23日時点の第3学年に在籍する生徒の調査書等を作成する場合は、校務支援システム又は様式1（Word形式）を用いて作成してください。ただし、生徒番号及び各教科の学習成績以外の記載については、黒ボールペンによる手書きでもかまいません。また、これ以外の生徒の調査書を作成する場合は、全て手書きによる作成でかまいません。
- 2 手書きによる作成の場合、訂正は黒の二本線で消し、上部に正しいものを記入してください。
- 3 令和3年3月以前の卒業者については、「各教科の学習成績」、「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」の欄は、空欄にしてください。

（記入例）

様式1 (A4判)

令和9年度入学志願者調査書

ふりがな	なら たろう	性別	男	※
生徒氏名	奈良 太郎	受検番号		
生徒番号	平成23年 12月30日生	本書の記載事項に誤りがないことを証明します。 令和9年 2月 4日		
卒業	令和9年 3月	学校名	〇〇立〇〇中学校	
記載者氏名	〇〇 〇〇	校長氏名	〇〇 〇〇	

卒業見込み

各教科の学習成績

教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	英語	合計
第1学年	2	3	3	2	2	2	2	2	2	20 /27
第2学年	3	3	2	2	2	2	2	3	3	22 /27
第3学年	8	8	6	8	8	6	6	6	6	62 /90
合計	13 /16	14 /16	11 /16	12 /16	12 /16	10 /16	10 /16	11 /16	11 /16	104 /144

学習活動の記録

3年：総合的な学習の時間で「奈良県の観光」の現状と課題について調査・分析し、自分の考えを提言としてまとめ、全体の発表会で発信した。

特別活動の記録

1年：体育委員
2年：国語係
3年：生徒会本部役員書記

行動の記録

基本的な生活習慣、責任感、思いやり・協力と言った点があげられる。

スポーツ・文化活動等の記録

3年間バレーボール部において継続的に活動した。
バレーボール部で副キャプテンを務めた。
3年：県バレーボール協会主催、県中学校バレーボール春季選手権大会参加
3年：市体育協会主催、市民体育大会バレーボール競技2位
日本英語検定協会主催、実用英語技能検定3級（令和7年11月）
日本書写技能検定協会主催、硬筆書写検定3級（令和6年7月）

※欄は記入しないでください。

【生徒氏名】
住民票に記載の氏名を記入する。

【生徒番号】
・「学習成績一覧表」と同じ番号を記入する。
・中高一貫教育校（連携型の中学校は除く）から出願する者、県外中学校から出願する者及び過年度卒業生については、斜線を記入する。
・令和8年12月24日以降に転入・編入学した生徒については、斜線を記入する。

【卒業等】
令和9年3月1日付けで該当するものを○で囲む。

「特別活動の記録」、「行動の記録」、「スポーツ・文化活動等の記録」については、次ページの注意事項に従って記入する。義務教育学校の場合、9年ではなく、3年と記入する。

「スポーツ・文化活動等の記録」については、部活動や地域クラブ活動の男女の別は記入不要。
例 「男子バレーボール部」の場合、「バレーボール部」と記入する。

主催者名等の記入の際、「〇〇市」というような具体的な地域名を書かず、「市」と記入する。

「特技に関する記録〔体育〕」を提出する生徒の場合は、「特技に関する記録〔体育〕」に記載した競技成績や活動の記録等も記入する。

4 「特別活動の記録」欄の記入について

- (1) 生徒会本部役員等の学校全体での役職として、会長、副会長、書記等の活動実績がある場合は、記入例に従って記入してください。

＜記入例＞ 「3年：生徒会長」 「3年：体育委員長」 「2年：生徒会本部役員会計」

- (2) 生徒会本部役員等の学校全体での役職ではなく、学級活動等における活動実績がある場合は、記入例に従って記入してください。

＜記入例＞ 「1年：体育委員」 「2年：国語係」 「3年：美化委員」 「2年：学級会計」

5 「行動の記録」欄の記入について

「中学校生徒指導要録記入・取扱い上の注意」の「行動の記録」欄に関する記入上の注意事項を参考にし、各評価項目の趣旨に照らして第1学年から第3学年の3年間のうち2年以上、十分に満足できる状況にあると判断されたものについて、その評価項目を記入してください。

項 目 の 例				
基本的な生活習慣	健康・体力の向上	自主・自律	責任感	創意工夫
思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤労・奉仕	公正・公平	公共心・公德心

※ 市町村教育委員会が設定した項目についても記入できます。

6 「スポーツ・文化活動等の記録」欄の記入について

- (1) 中学校在籍中に部活動や地域クラブ活動に所属していた場合は、記入例に従って所属年限と活動状況等がわかるように記入してください。

＜記入例＞

- ・3年間バレーボール部において継続的に活動した。
- ・3年間バレーボール部において継続的に活動した。また、1年間卓球クラブに所属していた。
- ・2年間バレーボール部に所属していた。
- ・バレーボール部で副キャプテンを務めた。

- (2) 実績の記入にあたっては、賞状や記録集、証明書等によって確認の上、〔ア. 学年、イ. 大会等の主催者名、ウ. 大会名、エ. 大会の成績〕の4項目を記入例に従って記入してください。

なお、団体競技での大会実績を記載する場合は、志願者本人が大会登録メンバーとして出場したものを記入してください（レギュラーとして先発出場したか否かは問いません。）。また、「**特技に関する記録〔体育〕**」を提出する生徒の場合には、「**特技に関する記録〔体育〕**」に記載した**競技成績や活動の記録等**も記入してください。

＜記入例＞

- ・3年：県バレーボール協会主催、県中学校バレーボール春季選手権大会2位
- ・3年：市体育協会主催、市民体育大会バレーボール競技2位
- ・3年：県吹奏楽連盟主催、県吹奏楽コンクール金賞
- ・3年：県主催、日本学書展特選
- ・2年：県主催、県ジュニア美術展覧会知事賞

- (3) 検定試験を受験して資格を取得した場合、〔ア. 検定試験の主催者名、イ. 資格の名称、ウ. 資格取得年月〕について記入例に従って記入してください。

＜記入例＞

- ・日本漢字能力検定協会主催、日本漢字能力検定3級（令和8年7月）
- ・日本英語検定協会主催、実用英語技能検定3級（令和7年11月）
- ・日本書写技能検定協会主催、硬筆書写検定3級（令和6年7月）
- ・日本数学検定協会主催、実用数学技能検定3級（令和6年11月）

※ 「調査書の特別な取扱い」を実施していない高等学校に出願する場合も、上記に注意して調査書を作成してください。

※ 「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」欄について、記入する事項が無いという判断になった場合は、空欄にせず「特記事項なし」と記入してください。

各教科の学習成績算出資料（記入例）

3 年 1 組 学級担任 _____

教科（技術・家庭）教科担任 _____

生徒番号	氏 名	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	学習成績
	(例 1)	2	2	6	10
	(例 2)	3	2	3 : 3	11
	(例 3)	3	3	4 : 3	13
	(例 4)	—	—	2 : 3	5 / 10

【記入上の注意】

- 「生徒番号」欄には、調査書及び学習成績一覧表と同じ番号（第 3 学年生徒全員について、1 から始まる一連の番号）を記入してください。
- 学習成績は、生徒指導要録に記載された、第 1 学年、第 2 学年及び第 3 学年の成績とします。
 - 第 1 学年及び第 2 学年の成績は、生徒指導要録に記載された第 3 観点（主体的に学習に取り組む態度）における観点別学習状況の評価の A、B、C を 3、2、1 に読み替えた数値を記入してください。
 - 第 3 学年の成績は、第 1 学期及び第 2 学期の観点別学習状況の評価を総括した 5 段階評定値を 2 倍した数値を用いる場合は、（例 1）に従って記入してください。
 （例 2）のように、第 3 学年の欄を縦に点線で仕切り、第 1 学期及び第 2 学期の観点別学習状況の評価を総括した 5 段階評定値を、欄の左右に記入してもかまいません。
 また、第 1 学期及び第 2 学期のそれぞれの 5 段階評定値を用いる場合は、（例 3）のように、第 3 学年の欄を縦に点線で仕切り、左側に第 1 学期の、右側に第 2 学期の 5 段階評定値を記入してください。
 なお、2 学期制を実施している中学校においては、上記に準じて記入してください。
- 「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」の 1 調査書(5)カ又はキに該当する生徒の算出資料については、（例 4）のように、評価ができない部分を「—」と記入し、「学習成績」欄は「[評価ができた学年の学習成績の合計] / [評価ができた学年の学習成績の満点の合計]」と記入してください。ただし、評価ができない教科の「学習成績」欄は「—」と記入してください。

県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領

- 1 出願当時は奈良県外に居住している者で、高等学校入学日までに保護者とともに奈良県内に居住し、入学後も引き続き奈良県内に居住することが確実であるもの
 - (1) 奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式13）に必要な書類を添え、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。
 - (2) 承認手続の期間は、次のとおりです。
 - ア 一次選抜、インクルーシブ教育推進特別選抜、成人特別選抜、外国人・帰国生徒特例措置及び、通信制課程選抜
令和9年1月6日（水）午前9時から 令和9年2月10日（水）午後5時まで
 - イ 二次選抜及び通信制課程二次選抜
令和9年1月6日（水）午前9時から 令和9年3月10日（水）正午まで
 - (3) その他必要な事項については、別に定める「令和9年度奈良県立高等学校入学志願者の受検を希望する皆さんへ」によります。
- 2 奈良県外に居住している者で、教育に関する事務の委託により奈良県内の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの
奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式13）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。
- 3 和歌山県に居住している者で、本県と和歌山県との覚書により、指定地域内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの
一次選抜においては、奈良県立十津川高等学校に出願できます。この場合、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式14）により、令和9年1月6日（水）午前9時から同年2月10日（水）午後5時までに奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。
- 4 奈良県外に居住している者で、奈良県内の企業等に就職しているもの又は就職する予定のもの
 - (1) 奈良県立高等学校の定時制課程（奈良県立大和中央高等学校を除きます。）に出願できます。
 - (2) 志願する者は、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式13）により、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。
 - (3) 承認手続の期間は、次のとおりです。
令和9年1月6日（水）午前9時から 令和9年2月10日（水）午後5時まで
- 5 出願当時は奈良県外に居住している者で、特別な事情によって保護者を伴わず奈良県内に居住することに合理的事由があるもの
 - (1) 保護者の海外勤務等により、保護者とともに奈良県内に居住することができない者は、1に準じて承認を得てください。
 - (2) スポーツ活動を行うために奈良県教育委員会承認の団体に所属し奈良県内の寄宿施設で生

活する者は、１に準じて承認を得てください。

6 保護者とともに奈良県内に居住している者で、他の都道府県の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

- (1) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、１に準じて承認を得てください。
- (2) 教育に関する事務の委託により奈良県外の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、上記(1)の承認を要しません。ただし、奈良県公立高等学校出願資格証明書（様式16）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の証明を得てください。

7 その他

- (1) 志願者は、奈良県教育委員会事務局高校教育課高校入試のWebページに掲載する「**県外居住者及び県外中学校卒業者等の県立高校志願について**」から、令和８年10月末頃に事前に資料請求をし、「**令和９年度奈良県立高等学校入学者選抜の受検を希望する皆さんへ**」を確認してください。
- (2) 志願者は、１から６により事前に奈良県教育委員会教育長の承認を得た申請書又は証明書を、各選抜の出願時にWeb出願システムにより提出してください。
- (3) この要領で定めるもののほか、必要な事項は、各選抜の要項に準じます。

他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明手続要領

他の都道府県の公立高等学校への進学希望者で、奈良県教育委員会教育長の証明が必要なものは、他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願に当該都道府県の関係書類を添え、奈良県教育委員会教育長に願い出てください。

1 証 明 書 類

出願しようとする都道府県の入学者選抜要項により、どのような書類が必要であるかを確認してください。都道府県によっては、奈良県教育委員会教育長の証明が必要な場合や、市町村教育委員会教育長又は中学校長の証明が必要な場合等があります。

2 証 明 手 続

奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする場合は、次の(1)及び(2)によってください。市町村教育委員会教育長又は中学校長の証明が必要な場合等は、この手続をする必要はありません。各市町村教育委員会又は中学校で必要な手続を確認してください。

(1) 出願しようとする都道府県の教育委員会事務局等において、関係書類を受領してください。

(2) 次のア及びイの書類を高校教育課長に提出し、証明を受けてください。

ア 出願しようとする都道府県に提出する書類のうち、奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする書類（必要事項を記入したもの）

イ 他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願（様式17）

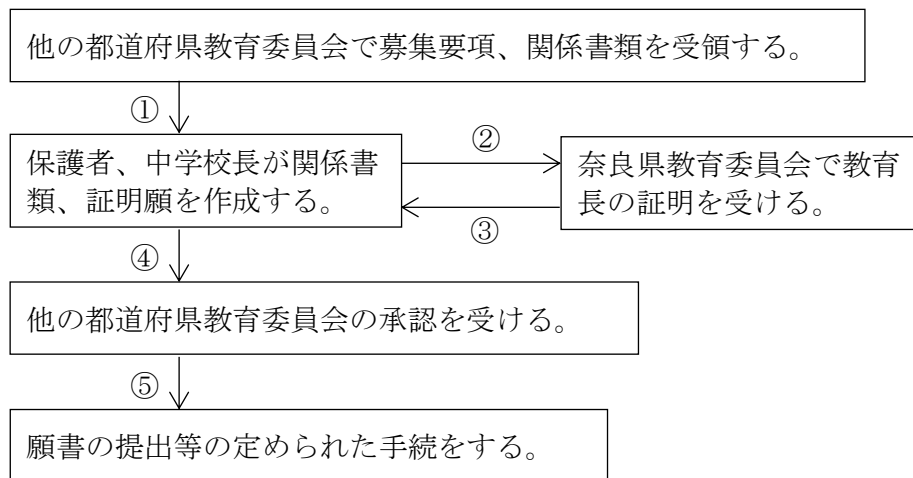
3 そ の 他

(1) 奈良県教育委員会教育長の証明を受ける場合には、時間的余裕をもって手続をしてください。

(2) この証明を受けた者は、同時期に実施される本県公立高等学校入学者選抜への出願は認められません。

[参考]

奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする場合の手続の流れ



令和9年度入学志願者調査書						
ふりがな			性別		受検番号	※
生徒氏名	年 月 日生					
生徒番号				本書の記載事項に誤りがないことを証明します。 年 月 日		
卒業 年 月		卒業見込み		学校名		
記載者氏名			校長氏名			

各教科の学習成績										
教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	英語	合計
第1学年										/27
第2学年										/27
第3学年										/90
合 計	/16	/16	/16	/16	/16	/16	/16	/16	/16	/144
記録 学習活動の										
記録 特別活動の										
行動の記録										
の記録 スポーツ・文化活動等										

※欄は記入しないでください。

特 技 に 関 す る 記 録 〔体育〕			受検 番号	※
ふりがな		本書の記載事項に誤りがないことを証明します。 年 月 日 学 校 名 校 長 氏 名 記 載 者 氏 名		
生徒氏名				
生年月日	年 月 日			
年 月 卒業 ・ 卒業見込み				

志 願 す る 学校・学科		奈良県立 高等学校				性 別	
		科					
区分	主 催 者 名	大 会 名 等	学年	個人・団体	種目・ポジション等	競技成績（記録）	
全国大会							
近畿大会							
県大会							
その他の大会							
【中学生を対象とした大会が開催されていない場合における活動の記録】							
【その他特記すべき事項】							
体力テストの 記 録		50m走 秒	立ち幅とび c m		ハンドボール投げ m		

注 40、41ページの注意事項等をよく読んで記入してください。

特技に関する記録〔体育〕記入上の注意事項及び記入例

【注意事項】

- 1 ※欄は記入しないでください。
 - 2 手書きで作成する場合は、様式2を印刷し、黒ボールペンで記入してください。
電子データで作成する場合は、様式2（Excel形式）を用いてください。
校務支援システムで作成可能な場合は、校務支援システムで作成してください。
 - 3 主催者名や大会名、競技成績等の記入にあたっては、賞状や記録集、証明書等により正確に記入するようにご注意ください。ただし、市町村の大会については、「〇〇市主催」というような具体的な地域名を書かず、「市主催」などと記入してください。
 - 4 団体競技での大会実績を記入する場合は、志願者本人が大会登録メンバーとして出場したものを記入してください（レギュラーとして先発出場したか否かは問いません。）。
 - 5 複数の大会に出場した場合は、大会の「区分」ごとに最も上位の競技成績のものを一つ記入してください。ただし、「個人」「団体」ごとに競技がある種目については、「個人」「団体」ごとに最も上位の競技成績を記入してください。
 - 6 各大会区分において記入する事項がない場合は、「主催者名」欄に「特記事項なし」と記入してください。
 - 7 「その他特記すべき事項」欄には、志願者の競技成績以外の実績があれば、具体的に記入してください。記入する実績がない場合は、「特記事項なし」と記入してください。
- ※ 調査書作成の際には、「特技に関する記録〔体育〕」に記載した競技成績や活動の記録等も記入してください。

（記入例1）

志 願 す る	奈良県立 〇 〇 〇 〇 高等学校					性 別
学 校 ・ 学 科	△△△△ 科					男

区 分	主 催 者 名	大 会 名 等	学 年	個人・団体	種 目 ・ ポ ジ シ ョ ン 等	競 技 成 績 （ 記 録 ）
全 国 大 会	日本中学校体育連盟	全国中学校体育大会	3 年	個人	陸上競技・100m	3 位 （10" 96）
	日本中学校体育連盟	全国中学校体育大会	3 年	団体	陸上競技・4×100 m R	2 位 （43" 47）
近 畿 大 会	近畿中学校体育連盟	近畿中学校総合体育大会	3 年	個人	陸上競技・100m	1 位 （10" 91）

【その他特記すべき事項】

令和〇年〇月〇日 〇〇大会において、奈良県優秀選手に選ばれた。
 令和〇年〇月〇日 〇〇大会において、奈良県代表選手に選ばれた。
 令和〇年〇月から令和〇年〇月まで、キャプテンを務めた。

体力テストの 記 録	50m走 5.9 秒	立ち幅とび 258 c m	ハンドボール投げ 32 m
---------------	-------------------	----------------------	----------------------

(記入例 2)

区分	主 催 者 名	大 会 名 等	学年	個人・団体	種目・ポジション等	競技成績（記録）
全国大会	日本バレーボール協会	全国都道府県対抗中学バレーボール大会	3 年	団体	バレーボール・セッター	ベスト 8
近畿大会	近畿中学校体育連盟	近畿中学校総合体育大会	3 年	団体	バレーボール・リベロ	ベスト 4
県大会	県バレーボール協会	県中学校バレーボール春季選手権大会	3 年	団体	バレーボール・セッター	1 位

義務教育学校の場合、9年ではなく、**3年**と記入してください。

(記入例 3)

【中学生を対象とした大会が開催されていない場合における活動の記録】

中学校 1 年生からボクシングを始め、現在も市内にあるボクシングジムで週 2 日（1 日 3 時間）の練習を続けている。本人は体重が 60kg でライト級に相当し、体力向上のためのトレーニングや基礎的な技術練習を行うとともに、中学校 3 年生になってからは、スパーリングなど実践的な練習経験も積んでいる。

(記入例 4)

【中学生を対象とした大会が開催されていない場合における活動の記録】

ウェイトリフティング競技に参加し、基礎的な技術の習得に努めている。また、学校や家庭においてもサーキットトレーニングなどを行い、基礎的な体力の向上を目指した取組を根気強く行っている。

副 申 書

立 高等学校長 殿

学校名 校長氏名

志願者氏名 ふりがな _____

上記の志願者について、調査書の「各教科の学習成績」における学習成績の記入が困難な事由及び学校としての指導の経緯等は、次のとおりです。

注 原則として医師の診断書やカウンセラーとの相談の記録等の資料を添付してください。

様式4 (A4判)

各教科の学習成績算出資料

年 組 学級担任

教科() 教科担任

[illegible]

校長氏名

(電話番号 — —)

注1 学級ごとに別葉で作成してください。
2 「生徒番号」欄には、調査書と同じ番号（第3学年生徒全員について、1から始まる一連の番号）を記入してください。
3 学習成績が144点満点で評価できない生徒については、備考欄にカ又はキ（「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」の1調査書(5)カ、キに対応）を記入してください。

学 習 成 績 分 布 表

学校名

校長氏名

年度第3学年

(電話番号 — —)

表1 第1学年

各教科の第3観点(数値)人数分布									
教科 数値	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 家庭	英語
3									
2									
1									
合計									

表2 第2学年

各教科の第3観点(数値)人数分布									
教科 数値	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 家庭	英語
3									
2									
1									
合計									

表3 第3学年()

各教科の5段階評定値人数分布									
教科 評定	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 家庭	英語
5									
4									
3									
2									
1									
合計									

表4 第3学年()

各教科の5段階評定値人数分布									
教科 評定	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 家庭	英語
5									
4									
3									
2									
1									
合計									

注1 調査書成績が144点満点の生徒全員について記入してください。

2 表1、2には、生徒指導要録の第1学年及び第2学年の第3観点(主体的に学習に取り組む態度)における観点別学習状況の評価のA、B、Cをそれぞれ3、2、1に読み替えた数値の人数分布を記入してください。

3 表3には、第3学年の第1学期及び第2学期(又は4月から12月)の観点別学習状況の評価を総括した5段階評定値の人数分布を記入してください。

なお、第3学年の第1学期及び第2学期のそれぞれの5段階評定値を用いる場合は、表3と表4の()内に学期名を記入し、それぞれの学期の5段階評定値の人数分布を記入してください。

学 習 成 績 分 布 表

学校名

校長氏名

年度第 3 学年 学級数 () (電話番号 — —)

各 教 科 の 学 習 成 績 分 布																		
教科 成績	国語		社会		数学		理科		音楽		美術		保健 体育		技術・ 家庭		英語	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
16	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
15	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
14	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
13	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
12	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
11	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
10	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
9	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
8	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
7	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
6	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
5	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
4	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
合計	人		人		人		人		人		人		人		人		人	

注 1 調査書成績が144点満点の生徒全員について記入してください。

注 2 %の数値は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記入してください。

欠 席 届

立 高等学校長 殿

対 象 の 選 抜

出 願 課 程

出願学科（コース）等

受 検 番 号

出 願 者 氏 名 ふりがな

上記の者は、
できませんでした ） のでお届けします。

のため受検（ できません・

年 月 日

学校名

校長氏名

「自己アピール文」記入票

立

高等学校長 殿

受検番号

※

志願者氏名 ふりがな _____

出身学校名 _____

1 志願する理由

(本校に入学を志願する理由や入学後したいと思っていることを記入してください。)

2 自己アピール

(中学校で行ってきた学習活動、学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動や地域クラブ活動、ボランティア活動、地域での活動、検定の合格、資格の取得等について、自分が特にアピールしたいことを具体的に記入してください。)

注1 ※欄は記入しないでください。

2 志願者本人が記入してください。

3 一次選抜、全国募集特別選抜、インクルーシブ教育推進特別選抜において面接を実施する学科(コース)への志願者は、Web出願システムにより、この用紙を提出してください。

奈良県立高円芸術高等学校音楽科
実技検査演奏曲楽譜送付票

受検番号	※
------	---

ふりがな		出身学校名	
志願者氏名			
実技検査受検種目			
曲名			
作曲者名			

- 注 1 ※欄は記入しないでください。
- 2 実技検査受検種目、演奏する曲名、作曲者名を各欄に記入してください。
- 3 この送付票とともに、演奏曲の楽譜（書き込みのないもの）を奈良県立高円芸術高等学校へ郵送してください（第一出願期間出願受付最終日必着）。

奈良県立山辺高等学校自立支援農業科に係る
入学志願資格承認申請書

年 月 日

奈良県立山辺高等学校長 殿

学校名

卒 業

卒業見込み

生徒 { 住 所
ふりがな
氏 名

保護者 { 住 所
氏 名
連絡先電話番号 (— —)

私は下記により、奈良県立山辺高等学校自立支援農業科に係る入学志願資格承認申請をします。

- 1 申請の理由 (次のア、イに○を付けてください。)
ア 療育手帳を所持している。
イ 児童相談所等の公的機関により知的障害を有すると判定を受けている。
- 2 自力通学が可能である。
- 3 山辺高等学校が実施する教育相談を受けている。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

学校名

校長氏名

注 理由を証明する書類 (療育手帳の写し又は知的障害を有するという判定の写し) を添付して提出してください。

外国人・帰国生徒特例措置適用申請書

奈良県立
高等学校長 殿

志願者氏名 ふりがな _____

保護者氏名 _____

下記の記載事項は事実と相違ありませんので、令和 年度奈良県立高等学校入学者外国人・帰国生徒特例措置の適用を申請します。

対 象 者 区 分	ア 海外勤務者帰国生徒 イ 中国等引揚者等 ウ 外国人生徒			
海 外 在 住 地 名				
海 外 在 住 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
学 校 教 育 歴	学 校 名	所在地（国名・都市名）	在 学 学 年 （ 学年～ 学年）	在 学 期 間 （ 年 月～ 年 月）
そ の 他	（特に参考となる事柄があれば記入してください。）			
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学 校 名 校長氏名				

注 1 日本に出身（在学）中学校等がない場合は、学校長の証明は必要ありませんが、「外国人・帰国生徒特例措置実施要項」の 5 出願手続 (8) イ及びウの書類を提出してください。

2 学校教育歴は、小学校から現在在学している学校まで順に、国内・国外すべての学校について記入してください。

奈良県公立高等学校入学志願許可申請書

年 月 日

奈良県教育委員会教育長 殿

学校名

卒業
卒業見込み

生徒 { 住 所
 { ふりがな
 { 氏 名

保護者 { 住 所
 { 氏 名
 { 連絡先電話番号 (— —)

私は下記により、奈良県公立高等学校への入学を志願したいので、事情審査の上、承認願います。

志願する理由等

- (1) 理由 (次のア～オに○を付け、オの場合は () に理由を記入してください。)
- ア 奈良県外に居住しているが、奈良県内に一家転住する予定である。
 - イ 奈良県内に居住しているが、他の都道府県の中学校を卒業又は卒業する見込みである。
 - ウ スポーツ活動を行うために奈良県教育委員会承認の団体に所属し奈良県内の寄宿施設で生活する予定である。
 - ※ ウの場合、別途身元引受人承諾書の提出が必要となります。
 - エ 奈良県外に居住しているが、奈良県内の企業等に就職している又は就職する予定である。
 - オ その他 ()

(2) 転住(予定)場所

(3) 転住(予定)年月日

上記の事情に相違なく、かつ本人は奈良県内以外の公立高等学校を、本年度受検しないことを証明します。

年 月 日

学校名

校長氏名

上記の件を承認します。

年 月 日

奈良県教育委員会教育長 大 石 健 一

奈良県立高等学校入学志願許可申請書

年 月 日

奈良県教育委員会教育長 殿

学校名

卒業
卒業見込み

生徒 { 住 所
ふりがな
氏 名

保護者 { 住 所
氏 名
連絡先電話番号 (— —)

私は下記により、奈良県立高等学校への入学を志願したいので、事情審査の上、承認願います。

1 志願する高等学校

奈良県立

高等学校

2 志願する理由 (次のア、イに○を付けてください。)

ア 和歌山県に居住しているが、奈良県と和歌山県の覚書により、指定地域内の公立中学校を卒業又は卒業する見込みである。

イ 奈良県十津川村に移住し、奈良県立十津川高等学校での学習を希望する。

※ イの場合、別途身元引受人承諾書の提出が必要となります。

上記の事情に相違なく、かつ本人は出願する選抜と同時期に実施される公立高等学校の入学者選抜を、受検しないことを証明します。

年 月 日

学校名

校長氏名

上記の件を承認します。

年 月 日

奈良県教育委員会教育長

大 石 健 一

奈良県立高等学校全国募集入学志願許可申請書

年 月 日

奈良県教育委員会教育長 殿

学校名

卒業
卒業見込み

生徒 { 住所
ふりがな氏名

保護者 { 住 所
氏 名
連絡先電話番号 (— —)

私は下記により、奈良県立高等学校への入学を志願したいので、事情審査の上、承認願います。

- 1 志願する高等学校
奈良県立

高等学校

- 2 志願する理由（次のア、イに○を付けてください。）

ア 高等学校入学後、各校が指定する運動部に所属し、選手として３年間継続して活動する意欲がある。 [希望する運動部の名称：]

[希望する運動部の名称:]

イ 該当の学科に対して強い目的意識がある。

- 3 入学後の生徒居住場所（次のア、イに○を付けてください。）

ア 上記保護者住所と同じ。

イ 上記保護者住所と異なる。

※ イの場合、別途身元引受人承諾書の提出が必要となります。

上記の事情に相違なく、かつ本人は出願する選抜と同時期に実施される公立
高等学校の入学者選抜を、受検しないことを証明します。

年 月 日

学校名

校長氏名

上記の件を承認します。

年 月 日

奈良県教育委員会教育長 大石 健一

奈良県公立高等学校出願資格証明書

年 月 日

奈良県教育委員会教育長 殿

私は教育に関する事務の委託により 立 学校を
(卒業 ・ 卒業見込み) の者であり、奈良県公立高等学校へ出願する資
格を有することを証明願います。

生徒 { 住 所
ふりがな
氏 名

保護者 { 住 所
氏 名
連絡先電話番号 (— —)

上記の事情に相違ありません。

年 月 日

学校名

校長氏名

年 月 日

教育委員会教育長

上記の件を証明します。

年 月 日

奈良県教育委員会教育長

大 石 健 一

他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願

年 月 日

奈良県教育委員会教育長 殿

学校名

卒業
卒業見込み

生徒 { 住 所
ふりがな
氏 名

保護者 { 住 所
氏 名

私は下記の理由により、都 道 府 県 公立高等学校へ進学したいので、

証明していただきたく関係書類を添えてお願いします。

- 1 志願する高等学校名及び課程・学科名
- 2 他の都道府県の公立高等学校へ進学する理由
- 3 転住先及び転住の年月日

上記のとおり相違ありません。

学校名

校長氏名

追 検 査 申 請 書

立 高等学校長 殿

対 象 の 選 抜

出 願 課 程

出願学科 (コース) 等

受 検 番 号

出 願 者 ふりがな 氏 名

保 護 者 氏 名

上記の者は、のため受検できませんでした
ので、追検査の適用を申請します。

年 月 日

学校名

校長氏名

注 受検できなかった理由を証明する書類 (病気の場合は検査当日の医師の診断書) を添付して提出してください。

追検査対象証明書

年 月 日

立 高等学校

下記の者は、令和 年度奈良県公立高等学校入学者選抜において、本校の
追検査対象者であることを証明します。

対 象 の 選 抜

出 願 課 程

出願学科（コース）等

受 検 番 号

出 願 者 氏 名

出 身 学 校 名

注 二次選抜に出願する場合は、本様式をWeb 出願システムにより提出してください。

インクルーシブ教育推進特別選抜
入学志願資格承認申請書

年 月 日

奈良県教育委員会教育長 殿

学校名

卒業
卒業見込み

生徒 { 住 所
ふりがな
氏 名

保護者 { 住 所
氏 名
連絡先電話番号 (— —)

私は下記により、奈良県公立高等学校への入学を志願したいので、事情審査の上、承認願います。

志願する理由

肢体不自由があり、自筆記入による回答が困難で、特別な支援機器等によっても、学力検査受検において表現活動が著しく困難であるため、特別な検査が必要である。かつ、医療的ケア児等で、自力通学が著しく困難である。

上記の事情に相違ないことを証明します。

年 月 日

学校名

校長氏名

上記の件を承認します。

年 月 日

奈良県教育委員会教育長 大 石 健 一

令和9年度奈良県立高等学校入学者選抜における学力検査等の時間割

1 一次選抜、特別選抜（2月24日実施）

〈一次選抜、全国募集特別選抜〉

【学力検査が5教科の場合】

検 査	時 間	時 刻
国 語	50 分	9 : 15～10 : 05
英 語	50 分	10 : 25～11 : 15
数 学	50 分	11 : 35～12 : 25
社 会	50 分	13 : 15～14 : 05
理 科	50 分	14 : 25～15 : 15

【学力検査が3教科+学校独自検査の場合】

検 査	時 間	時 刻
国 語	50 分	9 : 15～10 : 05
英 語	50 分	10 : 25～11 : 15
数 学	50 分	11 : 35～12 : 25

※「英語」の学力検査には、聞き取り検査を含みます。

※学校独自検査の日程は、各校、各学科（コース）により異なります。詳細については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

※2月25日も検査を行う学校があります。

〈成人特別選抜〉

検 査	時 間	時 刻
作 文	50 分	9 : 15～10 : 05
面 接	10時20分から、個人別を実施します。	

〈外国人・帰国生徒特例措置〉

検 査	時 間	時 刻
作 文	50 分	9 : 15～10 : 05
英 語	50 分	10 : 25～11 : 15
数 学	50 分	11 : 35～12 : 25
面 接	13時10分から、個人別を実施します。	

※「英語」の学力検査には、聞き取り検査を含みます。

2 二次選抜

学力検査等の実施はありません。

3 通信制課程選抜

〔通信制課程選抜〕（2月25日実施）

検 査	時 刻
作文又は面接	9時10分から、実施します。

〔通信制課程二次選抜〕

学力検査等の実施はありません。

4 追検査（3月9日実施）【場所：奈良県立教育研究所】

〈一次選抜〉

検 査	時 間	時 刻
国 語	40 分	9：00～ 9：40
英 語	40 分	9：55～10：35
数 学	40 分	10：50～11：30
社 会	40 分	12：10～12：50
理 科	40 分	13：05～13：45

※「英語」の学力検査には、聞き取り検査を含みません。

〈成人特別選抜〉

検 査	時 間	時 刻
作 文	40 分	9：00～9：40

〈外国人・帰国生徒特例措置〉

検 査	時 間	時 刻
作 文	40 分	9：00～ 9：40
英 語	40 分	9：55～10：35
数 学	40 分	10：50～11：30

※「英語」の学力検査には、聞き取り検査を含みません。

※インクルーシブ教育推進特別選抜における時間割は、別途定めます。

令和9年度奈良県立高等学校 入学者選抜に関するQ & A

目 次

検査について

- Q 1 学校独自検査とは、どのような検査ですか。
.....64
- Q 2 奈良県教育委員会が作成する学力検査の問題
や高等学校が作成する学校独自検査の問題等では、
どのような内容が出題範囲となるのですか。
.....64
- Q 3 一次選抜における面接、実技検査は、どのよ
うな内容ですか。
.....64
- Q 4 「自己アピール文」とは、どのようなもので
すか。
.....64
- Q 5 二次選抜では検査を実施しますか。
.....64
- Q 6 面接を点数化するのは、どの選抜ですか。
.....64
- Q 7 令和8年度入学者選抜に出題された問題は、
どのようにすれば手に入りますか。
.....64
- Q 8 学力検査において、加重配点を行う場合があ
るということですが、具体的にはどのような方
法で算出されるのですか。
.....65

調査書の成績等について

- Q 9 調査書の各教科の学習成績において、加重配
点を行う場合があるということですが、加重配
点は具体的にどのような方法で算出されるので
すか。
.....65
- Q 10 「行動の記録」欄に記入する、「第1学年か
ら第3学年の3年間のうち2年以上、十分に満
足できる状況にあると判断されたもの」とは、
具体的にどのような内容ですか。
.....66
- Q 11 他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業
見込みの者が、奈良県立高等学校に出願する場
合、学習成績はどのように算出するのですか。
.....66
- Q 12 外国の学校から編入学した生徒の調査書は、
どのように作成すればよいのですか。
.....66
- Q 13 調査書に本人の頭髪のことなどを記入しても
かまいませんか。
.....66

「調査書の特別な取扱い」について

- Q 14 「調査書の特別な取扱い」とは、どのような
ものですか。
.....66
- Q 15 募集人員に満たない場合も、「調査書の特別
な取扱い」は実施するのですか。
.....66
- Q 16 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学
校では、実施校が示す「重視する事項」に該当

する活動を行っていた者しか評価しないのです
か。
.....67

- Q 17 「調査書の特別な取扱い」による合格者数に
ついては、学科（コース）ごとに制限があるの
ですか。
.....67

- Q 18 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学
校に入学した場合、調査書に記載された部活動
等の活動を行わなければならないのですか。
.....67

第2（第3）志望について

- Q 19 第2（第3）志望が認められる範囲は、どの
ようになっていますか。
.....67
- Q 20 「第2志望、第3志望の取扱い」とは、どの
ようなものですか。
.....67
- Q 21 第1志望を優先する割合が「10割」となっ
ている場合、その学科（コース）を第2（第3）
志望としても、第2（第3）志望では合格しな
いということですか。
.....67
- Q 22 「調査書の特別な取扱い」を実施する場合も、
第2（第3）志望はあるのですか。
.....68

「特技に関する記録〔体育〕」について

- Q 23 「特技に関する記録〔体育〕」は、どの高等
学校へ出願するときに必要になるのですか。ま
た、点数化するのですか。
.....68
- Q 24 「特技に関する記録〔体育〕」にある「体力
テスト」は、いつの時期に測定した結果を記入
すればよいのですか。
.....68
- Q 25 「特技に関する記録〔体育〕」には、中学校
に入学するまで（小学校時など）の活動歴は記
入できるのですか。
.....68
- Q 26 陸上競技や水泳競技のように「特技に関する
記録〔体育〕」に競技成績と記録を併記する競
技の場合、複数の大会実績がある生徒は、競技
成績と記録のどちらを優先して「特技に関する
記録〔体育〕」に記入すればよいのですか。
.....68
- Q 27 競技により「個人」「団体」がある場合、ど
のように記入すればよいのですか。また、テニ
スや卓球などの競技でのダブルスの成績はどの
ように記入すればよいのですか。
.....68
- Q 28 「特技に関する記録〔体育〕」（様式2）を
提出する際に、「競技成績や活動の記録等を証
明する資料」を添付する必要はありますか。
.....68
- Q 29 「特技に関する記録〔体育〕」（様式2）に、
「中学生を対象とした大会が開催されていない
場合における活動の記録」欄がありますが、こ
の欄にはどのようなことを記入すればよいので
すか。
.....69

出願について

- Q30 「出身学校名」欄の「卒業・卒業見込み」の項目は、どちらを選択すればよいのですか。
.....69
- Q31 出願等における氏名の記入等について、本名と通称名はどのように扱えばよいのですか。
.....69
- Q32 氏名がアルファベットの場合、ふりがなはどのように記入すればよいのですか。
.....69
- Q33 出願時の写真は、いつ提出しますか。また、どのようなものがよいのですか。
.....69
- Q34 第二出願期間において出願する場合、第2希望校への入学考査料の納入は必要ですか。
.....69

調査書・学習成績一覧表等について

- Q35 調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄に活動の実績を記入する際、どの程度まで記入すればよいのですか。
.....70
- Q36 調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄に活動の実績を記入する際、「地域クラブ活動」に所属している場合はどのように記入すればよいのですか。
.....70
- Q37 調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄には中学校に入学するまで（小学校時など）に取得した資格は記入できますか。
.....70
- Q38 他の中学校から転・編入学した生徒の調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表は、どのように作成すればよいのですか。
.....70
- Q39 生徒番号を在籍生徒に割り振った後に転・編入学した生徒や転出した生徒があった場合、生徒番号はどうすればよいのですか。
.....70
- Q40 過年度卒業者が出願する場合、調査書の学習成績を算出するに当たって、第3学年の学習成績はどう扱えばよいのですか。また、学習成績一覧表や学習成績分布表は提出するのですか。
.....71
- Q41 特別支援学級の学習成績一覧表は、どのように作成すればよいのですか。
.....71
- Q42 学習成績一覧表及び学習成績分布表を高等学校に提出する必要はありますか。
.....71
- Q43 学習成績一覧表や学習成績分布表は高等学校には提出されないことになっていますが、高等学校がこれらの記載内容の確認をしたいときはどうすればよいのですか。
.....71

外国人・帰国生徒特例措置について

- Q44 外国人・帰国生徒特例措置の学力検査問題は、どのような問題ですか。
.....71

その他

- Q45 出願書類の「『自己アピール文』記入票」などの各種様式等は、「入学者選抜実施要項」の様式を奈良県教育委員会事務局高校教育課のWebページからダウンロードして使用してもかまいませんか。
.....71
- Q46 一次選抜の第1希望校と第2希望校は同時に申し込めますか。
.....72
- Q47 第一出願期間に出願せずに、第二出願期間のみに申し込むことはできますか。
.....72
- Q48 第一出願期間に出願した第1希望校の学科（コース）が募集人員に満たなかった場合でも、第二出願期間に出願できますか。
.....72
- Q49 第一出願期間と第二出願期間において、同一の学校に申し込むことはできますか。
.....72
- Q50 検査当日、持参したスマートフォン・携帯電話はどのようにすればよいのですか。
.....72
- Q51 三角定規が持参品となっていますが、数学や理科の学力検査で使用してよいということですか。
.....72
- Q52 私服や筆記用具に書かれている英単語や漢字などは、受検に際して問題ないのですか。
.....72
- Q53 身体に障害があるなど、受検に際し、特別な配慮が必要と判断される場合は、どのように対応すればよいのですか。
.....73
- Q54 入学志願許可申請書の様式14及び様式15では、「同時期に実施される公立高等学校の入学者選抜を、受検しないことを証明します。」とありますが、同時期でなければ居住地の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に申し込めるのですか。
.....73
- Q55 追検査とはどんな検査ですか。
.....73
- Q56 Web出願システムにより書類を提出する場合、押印は不要ですか。
.....73

○ 検査について

Q 1 学校独自検査とは、どのような検査ですか。

A 学校独自検査は、独自問題、口頭試問、作文、面接、実技検査があり、高等学校が検査問題を独自に作成して実施する検査です。

各高等学校が実施する検査の種類や内容等については、「**入学者選抜概要**」を参照してください。

Q 2 奈良県教育委員会が作成する学力検査の問題や高等学校が作成する学校独自検査の問題等では、どのような内容が出題範囲となるのですか。

A 学力検査の出題範囲は、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）に示されている内容とします。

詳しくは以下のWebページで確認してください。

●中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）

https://www.mext.go.jp/content/1413522_002.pdf

Q 3 一次選抜における面接、実技検査は、どのような内容ですか。

A 一次選抜における面接の内容は、「自己アピール文」を資料として、志望動機や将来の希望、高校生活への意欲や抱負等についての質問などがあります。

実技検査の内容は、体育や芸術に関する技能等をみる検査となっており、「実技検査受検種目」を出願時に選択する学科もあります。

各高等学校の面接、実技検査の内容や検査当日の持参品等の詳細については、「**入学者選抜概要**」で確認してください。

Q 4 「自己アピール文」とは、どのようなものですか。

A 「自己アピール文」は、一次選抜、全国募集特別選抜、インクルーシブ教育推進特別選抜における面接実施校において用いる資料です。

志願する理由、中学校や地域での活動及び資格の取得等について、特にアピールしたいことを具体的に記入して出願時に提出するものです。

なお、「自己アピール文」そのものを点数化することはありません。

Q 5 二次選抜では、検査を実施しますか。

A 二次選抜では、検査を実施しません。

Q 6 面接を点数化するのは、どの選抜ですか。

A 一次選抜（面接実施校）、全国募集特別選抜（面接実施校）及び通信制課程選抜で点数化します。

なお、成人特別選抜及び外国人・帰国生徒特例措置では、面接を実施しますが、点数化はせず、合否判定の際の資料とします。

Q 7 令和8年度入学者選抜に出題された問題は、どのようにすれば手に入りますか。

A 各高等学校が独自に作成した問題は、当該高等学校の事務室や県庁東棟1階の県政情報センターで、閲覧したり、有料で写しの交付を受けたりすることができます。ただし、著作権法で保護されている著作物が掲載されている問題については、その該当箇所に、「この部分については、著作権により公表できません。」と記載している場合もありま

す。著作権法で保護されている著作物を引用している問題（完全版）が必要な場合は、奈良県情報公開条例による開示請求の手続が必要です。

なお、令和6年度～令和7年度入学者選抜の県教委作成による特色選抜と一般選抜の学力検査問題及び令和8年度の一次選抜の学力検査問題は、奈良県教育委員会事務局高校教育課のWebページに掲載しています。ただし、著作権法で保護されている部分は掲載していません。

Q 8 学力検査において、加重配点を行う場合があるということですが、具体的にはどのような方法で算出されるのですか。

A 奈良太郎さんの成績を基に、A高等学校の学力検査成績を算出する方法を説明します。
 なお、加重配点を行う際に小数部分が出る場合は、小数第1位を四捨五入し、整数とします。

A 高等学校（加重配点後の学力検査成績の満点は300点）

□奈良太郎さんの学力検査の得点と合計点（250点満点）

国語	社会	数学	理科	英語	合計
36	32	45	43	38	194点

$$194(\text{学力検査合計点}) \times \frac{300(\text{加重配点後の満点})}{250(\text{加重配点前の満点})} = 232.8 \Rightarrow 233\text{点}$$

加重配点後の
学力検査成績
(小数第1位を四捨五入)

○ 調査書の成績等について

Q 9 調査書の各教科の学習成績において、加重配点を行う場合があるということですが、加重配点は具体的にどのような方法で算出されるのですか。

A 奈良太郎さんの成績を基に、B高等学校の調査書成績を算出する方法を説明します。
 なお、加重配点を行う際に小数部分が出る場合は、小数第1位を四捨五入し、整数とします。

B 高等学校（音楽（2倍）の加重配点）

令和9年度奈良県立高等学校入学者選抜概要には右の表のように調査書成績を示しています。この場合、計算例は以下のとおりになります。

調査書成績		
調査書の学習 成績の取扱い パターン	調査書において 重視する教科 (加重配点)	調査書 成績の 満点
①	音楽（2倍）	160

□奈良太郎さんの調査書の各教科の学習成績と合計点

各教科の学習成績										
教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	英語	合計
第1学年	2	3	3	2	2	2	2	2	2	20 /27
第2学年	3	3	2	2	2	2	2	3	3	22 /27
第3学年	8	8	6	8	8	6	6	6	6	62 /90
合計	13 /16	14 /16	11 /16	12 /16	12 /16	10 /16	10 /16	11 /18	11 /16	104 /144

144（パターン①の満点）＋16（音楽の満点）＝160点満点のうち、
 この例の調査書成績は、104＋12（音楽を2倍）＝116点

Q10 「行動の記録」欄に記入する、「第1学年から第3学年の3年間のうち2年以上、十分に満足できる状況にあると判断されたもの」とは、具体的にどのような内容ですか。

A 第1学年から第3学年の「行動の記録」のうち、二つ以上○印がついている項目を、「十分に満足できる状況にあると判断されたもの」として記入してください。

Q11 他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者が、奈良県立高等学校に出願する場合、学習成績はどのように算出するのですか。

A 奈良県内の中学校から出願する生徒と同様に算出します。

Q12 外国の学校から編入学した生徒の調査書は、どのように作成すればよいのですか。

A 日本人学校等、国内の中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする教育施設からの編入学を除き、外国の学校から第2学年以降に編入学した生徒については、編入学以降の期間に応じて記入することになります。

詳しくは、「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」の4外国の学校から中学校に編入学した生徒等の調査書の作成等について（30～31ページ）で確認してください。

Q13 調査書に本人の頭髪のことなどを記入してもかまいませんか。

A 頭髪のことなどについては記入しないでください。

なお、調査書のその他の記載事項の欄である「学習活動の記録」「特別活動の記録」「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」の各欄には、それぞれ記入する内容を指定しています。（27～33ページ参照）

○ 「調査書の特別な取扱い」について

Q14 「調査書の特別な取扱い」とは、どのようなものですか。

A 「調査書の特別な取扱い」は、募集人員の8割以上の合格者を決定した後に、残りの人員について、合否判定の際、中学校等での活動実績等も積極的に評価するというものです。

「調査書の特別な取扱い」は、一次選抜及び全国募集特別選抜において、一部の高等学校で実施します。調査書のその他の記載事項の中で重視する事項を各実施校が定めて点数化し、調査書成績に加算して合否を判定します。また、この取扱いによって合格する人員（「合格人数枠」という。）はあらかじめ定められています。

「調査書の特別な取扱い」を実施する学校・学科（コース）ごとの重視する事項、合格人数枠、この取扱いによる加点の上限（満点）は「入学者選抜概要」で確認してください。

Q15 募集人員に満たない場合も、「調査書の特別な取扱い」は実施するのですか。

A 「調査書の特別な取扱い」は、受検者数が学科（コース）の募集人員に満たない場合は実施しません。

なお、第2（第3）志望を勘案する学科（コース）において、受検者の第2（第3）志望により募集人員を超えた場合は原則実施します。

Q16 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校では、実施校が示す「重視する事項」に該当する活動を行っていた者しか評価しないのですか。

A 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校における合否の判定においても、調査書のその他の記載事項（調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」）の内容を考慮して、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して総合的に行うこととなっています。したがって、すべての受検者に対して、「重視する事項」以外の活動内容等についても評価することになります。

Q17 「調査書の特別な取扱い」による合格者数については、学科（コース）ごとに制限があるのですか。

A 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校では、各学科（コース）について、合格人数枠を定めています。詳しくは、「**入学者選抜概要**」で確認してください。

Q18 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校に入学した場合、調査書に記載された部活動等の活動を行わなければならないのですか。

A 高等学校入学後に調査書に記載された部活動等の活動を必ずしも取り組む必要はありません。

○ 第2（第3）志望について

Q19 第2（第3）志望が認められる範囲は、どのようになっていますか。

A 各高等学校において、第2（第3）志望が認められる学科（コース）の範囲及び第1志望を優先する割合については、「**入学者選抜概要**」のⅢの4 高校別概要（21～99ページ）に記載していますので、確認してください。

Q20 「第2志望、第3志望の取扱い」とは、どのようなものですか。

A 「**入学者選抜概要**」に、順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することができる学科（コース）の範囲と、その範囲での「**第2志望、第3志望の取扱い**」を示しています。
ここでは、各学科（コース）において第1志望を優先して合否を判定する人数を「第1志望を優先する割合」として示しています。第1志望の者を対象として合否の判定を行った後に、残りの人員については、第2（第3）志望の範囲にある各学科（コース）でまだ合格となっていない者で第2（第3）志望の者も含めて合否の判定を行います。

Q21 第1志望を優先する割合が「10割」となっている場合、その学科（コース）を第2（第3）志望としても、第2（第3）志望では合格しないということですか。

A 第1志望を優先する割合が10割となっている学科（コース）の第1志望による合格者数が募集人員に満たなかった場合は、残りの人員について第2（第3）志望の者が合格する場合があります。

なお、選抜資料が異なる場合、第1志望の学科（コース）による選抜資料を用います。

Q 22 「調査書の特別な取扱い」を実施する場合も、第 2（第 3）志望はあるのですか。

A 調査書の特別な取扱いを実施する学科（コース）で、併せて「第 2 志望、第 3 志望の取扱い」を行う場合があります。

○ 「特技に関する記録〔体育〕」について

Q 23 「特技に関する記録〔体育〕」は、どの高等学校へ出願するときに必要になるのですか。また、点数化するのですか。

A 添上高等学校スポーツサイエンス科、大和広陵高等学校生涯スポーツ科の一次選抜へ出願する場合に必要です。また、各高等学校があらかじめ定めた基準に基づいてこれを点数化し、調査書成績に加算します。

Q 24 「特技に関する記録〔体育〕」にある「体力テスト」は、いつの時期に測定した結果を記入すればよいのですか。

A 中学校第 3 学年の時に測定した、ベストの記録を記入してください。
記入する記録は、文部科学省が定める「新体力テスト実施要項（12歳～19歳対象）」に基づいて実施したものでなければなりません。
なお、過年度卒業者についても、中学校第 3 学年時の記録を記入してください。

Q 25 「特技に関する記録〔体育〕」には、中学校に入学するまで（小学校時など）の活動歴は記入できるのですか。

A 中学校在籍中の活動実績を評価しますので、中学校に入学するまでの活動歴は記入しないでください。

Q 26 陸上競技や水泳競技のように「特技に関する記録〔体育〕」に競技成績と記録を併記する競技の場合、複数の大会実績がある生徒は、競技成績と記録のどちらを優先して「特技に関する記録〔体育〕」に記入すればよいのですか。

A 「競技成績」の上位の方を記入してください。

Q 27 競技により「個人」「団体」がある場合、どのように記入すればよいのですか。また、テニスや卓球などの競技でのダブルスの成績はどのように記入すればよいのですか。

A 「個人」「団体」ごとに競技がある種目については、それぞれの最も上位の競技成績を記入してください。
また、ソフトテニス、テニス、卓球、バドミントンのダブルス等については、「個人」として扱い、陸上競技、水泳競技などのリレー種目については、「団体」として扱って記入してください。

Q 28 「特技に関する記録〔体育〕」（様式 2）を提出する際に、「競技成績や活動の記録等を証明する資料」を添付する必要はありますか。

A 「特技に関する記録〔体育〕」（様式 2）を提出する際に、資料を添付する必要はありません。

なお、「特技に関する記録〔体育〕」（様式 2）を作成するに当たっては、競技成績や活動の記録等を証明する資料に基づいて行ってください。

資料の例 ○ 競技成績等が分かる賞状や新聞記事

○ 団体競技の場合は、本人が当該大会に出場したことが分かるメンバー表

これらの資料がない場合は、所属団体等が証明した活動実績が分かる資料に基づいてください。

作成に用いた資料は、中学校で1年間保存してください。また、調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄にも同じ内容を記入するようにしてください。

Q29 「特技に関する記録〔体育〕」（様式2）に、「中学生を対象とした大会が開催されていない場合における活動の記録」欄がありますが、この欄にはどのようなことを記入すればよいのですか。

A 日本中学校体育連盟が開催している大会がない競技については、この欄に、競技種目・ポジション等、活動期間、活動の母体となる組織（競技の協会・連盟、スポーツクラブ、ジム等）、活動の内容（競技力の向上・体力の向上等に向けた取組）、研修会・講習会・記録会等への参加の状況などを記入してください。

なお、「特技に関する記録〔体育〕」（様式2）を作成するに当たっては、活動の記録等を証明する資料に基づいて行い、作成に用いた資料は中学校で1年間保存してください。

○ 出願について

Q30 「出身学校名」欄の「卒業・卒業見込み」の項目は、どちらを選択すればよいのですか。

A 中学校に在籍中で令和9年3月に卒業予定の場合は「卒業見込み」を選択し、過年度卒業者は「卒業」を選択してください。

Q31 出願等における氏名の記入等について、本名と通称名はどのように扱えばよいのですか。

A 氏名・住所等は、住民票の記載に基づいて記入してください。ただし漢字は入力される端末で変換可能な範囲（JIS第1水準漢字、JIS第2水準漢字の範囲）で構いません。ただし、本名、通称名の記入については、本人の希望を尊重してください。

通称名のみで記入を希望する場合、出願情報入力時には通称名のみを記入し、調査書に本名と（ ）書きで通称名を併記してください。

Q32 氏名がアルファベットの場合、ふりがなはどのように記入すればよいのですか。

A Web出願システムで、ふりがなを記入する際は、カタカナで記入してください。

Q33 出願時の写真は、いつ提出しますか。また、どのようなものがよいのですか。

A Web出願システムにより、出願時に写真をアップロードしてください。上半身正面、無帽、出願前6ヶ月以内のもので、白黒・カラーは問いません。検査時間中に眼鏡をかける場合は、眼鏡をかけて撮影してください。

Q34 第二出願期間において出願する場合、第2希望校への入学考査料の納入は必要ですか。

A 第2希望校への入学考査料の納入は不要です。志願者は、第1希望校の入学考査料として第一出願期間内に納入してください。

○ 調査書・学習成績一覧表等について

Q35 調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄に活動の実績を記入する際、どの程度まで記入すればよいのですか。

A 主催者名、大会名、成績・成果等、できるだけ詳しく記入してください。ただし、市町村の大会については、「〇〇市主催」というような具体的な地域名を書かず、「市主催」などと記入してください。（参考：調査書記入上の注意事項（32、33ページ））なお、記入に当たっては、「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」の1調査書(6)エ（29ページ）にあるように、賞状や記録集、証明書等によって活動実績を確認してください。
また、「特技に関する記録〔体育〕」を提出する生徒の場合には、「特技に関する記録〔体育〕」にも同じ内容を記入するとともに、相互の記載内容に違いがないか、確認してください。

なお、「スポーツ・文化活動等の記録」欄に記入するに当たって用いた資料は、中学校で1年間保存してください。

Q36 調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄に活動の実績を記入する際、「地域クラブ活動」に所属している場合はどのように記入すればよいのですか。

A 「地域クラブ活動」に所属している場合も、「部活動」と同様に記入してください。
なお、「部活動」と異なるスポーツ・文化活動の「地域クラブ活動」に所属している場合は、それぞれの活動における所属年限と活動状況等がわかるように記入してください。

Q37 調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄には中学校に入学するまで（小学校時など）に取得した資格は記入できますか。

A 記入できます。免許証や認定書に基づいて、検定試験の主催者名、資格の名称、資格取得年月を記入してください。（参考：調査書記入上の注意事項（32、33ページ））
なお、「スポーツ・文化活動等の記録」欄に記入するに当たって用いた資料は、中学校で1年間保存してください。

Q38 他の中学校から転・編入学した生徒の調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表は、どのように作成すればよいのですか。

A 受入校で、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表を作成してください。ただし、令和8年12月24日以降に転・編入学した生徒については、調査書のみを作成してください。その際、生徒番号欄には斜線を記入してください。また、学習成績一覧表及び学習成績分布表に、その生徒の学習成績を含める必要はありません。

Q39 生徒番号を在籍生徒に割り振った後に転・編入学した生徒や転出した生徒があった場合、生徒番号はどうすればよいのですか。

A (1) 転・編入学の場合

ア 令和8年12月23日以前に転・編入学した生徒があった場合、次の2つの方法があります。

- ・転・編入学した生徒の生徒番号は一連の生徒番号の末番とし、学習成績一覧表においては、生徒が属する学級の末尾に入れてください。
- ・転・編入学した生徒を含めた全生徒の生徒番号を付け替えてもかまいませんが、一連の番号がずれるなどのミスのないように慎重に処理してください。

イ 令和8年12月24日以降に転・編入学した生徒については、学習成績一覧表に含める必要はありません。

(2) 転出の場合

- ア 令和8年12月22日以前に転出した生徒があった場合、次の2つの方法があります。
- ・転出した生徒の生徒番号をそのまま残し、成績を削除してください。
 - ・在籍生徒の生徒番号を付け替えてもかまいませんが、一連の番号がずれるなどのミスのないように慎重に処理してください。
- イ 令和8年12月23日以降に転出した生徒については、学習成績一覧表に含めたままにしてください。

Q40 過年度卒業者が出願する場合、調査書の学習成績を算出するに当たって、第3学年の学習成績はどう扱えばよいのですか。また、学習成績一覧表や学習成績分布表は提出するのですか。

- A 過年度卒業者（令和3年3月以前の卒業者を除く。）の調査書の学習成績については、当該生徒に関する生徒指導要録の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び英語の各教科とも、第1学年及び第2学年の成績は、生徒指導要録の第3観点（主体的に学習に取り組む態度）とし、第3学年の成績は、評定によって算出してください。また、学習成績一覧表や学習成績分布表を提出する必要はありません。

Q41 特別支援学級の学習成績一覧表は、どのように作成すればよいのですか。

- A 学習成績一覧表は、「学級ごとに別葉で作成」することとなっています。特別支援学級については、その学級を1学級として作成してください。

Q42 学習成績一覧表及び学習成績分布表を高等学校に提出する必要はありますか。

- A 学習成績一覧表及び学習成績分布表を高等学校に提出する必要はありません。
学習成績一覧表及び学習成績分布表は、令和9年1月13日（水）から同月15日（金）までに、高校教育課長に提出してください。
なお、郵送で提出する場合、受領書が必要なら必ず返信用封筒を同封してください。

Q43 学習成績一覧表や学習成績分布表は高等学校には提出されないことになっていますが、高等学校がこれらの記載内容の確認をしたいときはどうすればよいのですか。

- A 中学校長から高校教育課長に提出されますので、高等学校長からの申し出があれば閲覧することができます。

○ 外国人・帰国生徒特例措置について

Q44 外国人・帰国生徒特例措置の学力検査問題は、どのような問題ですか。

- A 数学及び英語の学力検査については一次選抜の学力検査問題を用いて実施しますが、全ての漢字にルビをふるなど、受検者の日本語能力に配慮した形で表記しています。学力検査以外に作文及び面接の検査を実施します。作文の検査問題は奈良県教育委員会で作成しますが、指定されたテーマについて日本語で作文する問題となっています。奈良県教育委員会事務局高校教育課のWebページに、令和6年度から令和8年度までの入学者選抜における作文の問題を掲載していますので、参考にしてください。

○ その他

Q45 出願書類の「『自己アピール文』記入票」などの各種様式等は、「入学者選抜実施要項」の様式を奈良県教育委員会事務局高校教育課のWebページからダウンロードして使用してもかまいませんか。

- A 使用可能です。ただし、様式の改変はしないでください。また、奈良県内公立中学校

の先生は、校務支援システムで作成できるもの（各教科の学習成績算出資料、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表）については、校務支援システムで作成してください。「特技に関する記録〔体育〕」については、校務支援システムまたはWebページからダウンロードした様式により作成してください。

Q46 一次選抜の第1希望校と第2希望校は同時に出願しますか。

A 第1希望校は第一出願期間に、第2希望校は第二出願期間に出願します。ただし、第二出願期間に出願できるのは、第一出願期間の出願者数が募集人員に満たない学科（コース）に限ります。

Q47 第一出願期間に出願せずに、第二出願期間のみに出願することはできますか。

A 第二出願期間のみに出願することはできません。

Q48 第一出願期間に出願した第1希望校の学科（コース）が募集人員に満たない場合でも、第二出願期間に出願できますか。

A 出願することができます。

Q49 第一出願期間と第二出願期間において、同一の学校に出願することはできますか。

A 第1希望校と同一の学校であっても、第一出願期間に出願した学科（コース）（志望の取扱いがある場合は第1志望の学科（コース））と異なる学科（コース）であれば、第二出願期間に出願することができます。ただし、第二出願期間に出願できるのは、第一出願期間の出願者数が募集人員に満たない学科（コース）に限ります。

Q50 検査当日、持参したスマートフォン・携帯電話等はどのようにすればよいですか。

A スマートフォン・携帯電話等については、各選抜の実施要項に、「通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止」と明記しています。スマートフォン・携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。

高等学校においては、スマートフォン・携帯電話等を所持している場合は検査終了時まで預かるなどの処置をとっています。中学校においても、入学者選抜の円滑な実施のため、不必要なものは持参しないよう、引き続き御指導ください。

なお、万一、返却後、スマートフォン・携帯電話等に故障等のトラブルがあっても、高等学校は一切の責任を負いません。

Q51 三角定規が持参品となっていますが、数学や理科の学力検査で使用してよいということですか。

A 三角定規は、理科の学力検査では使用できますが、数学の学力検査では使用できませんので注意してください。

Q52 私服や筆記用具に書かれている英単語や漢字などは、受検に際して問題ないのですか。

A 他の生徒の迷惑や有利・不利が生じる可能性もあります。中学校において、英単語や漢字などの書かれていない服や筆記用具を用いるよう御指導ください。

高等学校においては、出願の際に注意を促していただくなどの対応をお願いします。

Q53 身体に障害があるなど、受検に際し、特別な配慮が必要と判断される場合は、どのように対応すればよいのですか。

A 中学校長は、志願校が決定していなくても、事前に奈良県教育委員会事務局高校教育課に連絡し、相談してください。中学校長から高校教育課への連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和8年12月25日（金）までとします。その際、医師の診断書などの書類が必要となりますので、予めご準備ください。

なお、入学後の配慮については、保護者・本人の了解を得た上で、合格発表後速やかに、中学校長から当該の高等学校長に連絡してください。

Q54 入学志願許可申請書の様式14及び様式15では、「同時期に実施される公立高等学校の入学者選抜を、受検しないことを証明します。」とありますが、同時期でなければ居住地の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に出願できるのですか。

A 「県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領」の3に該当する者、全国募集特別選抜の志願者は出願することができます。

ただし、居住地の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に出願した場合は、その入学者選抜の結果が出てから奈良県公立高等学校の入学者選抜に出願してください。また、同様に、奈良県公立高等学校の入学者選抜に出願した場合は、奈良県公立高等学校の入学者選抜の結果が出てから、居住地の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に出願するようにしてください。

なお、居住地の都道府県の公立高等学校に出願するに当たっては、居住地の入学者選抜の要項で出願資格について必ず確認してください。

Q55 追検査とはどんな検査ですか。

A インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由で、一次選抜、インクルーシブ教育推進特別選抜、成人特別選抜、外国人・帰国生徒特例措置を欠席した者（1時限目の問題配布が始まるまでに欠席する旨を申し出た者）のうち、追検査を希望する者を対象に実施します。あくまで、検査当日「やむを得ない理由により検査を欠席した者」を対象に受検機会を与えるためのものです。インフルエンザが治っていても受検可能な状態であれば、別室での受検が可能です。

やむを得ない理由としては、インフルエンザ様の症状、出席停止の扱いが定められている感染症に罹患、月経随伴症、不慮の事故による大怪我、保護者の葬儀等があげられます。

手続き等については、**追検査実施要項**（25、26ページ）で確認してください。

Q56 Web出願システムにより書類を提出する場合、押印は不要ですか。

A 原本が電子データとなるため、押印は不要です。

令和9年度奈良県立特別支援学校幼稚園・高等部等入学者選抜・選考実施要項概要

学 校 名	障害 種別	応 募 資 格	募集する部及び科 募集する学科	受 付 期 間		選 抜 ・ 選 考 日		結 果 通 知		実 施 内 容
				幼稚園	高等部	幼稚園	高等部	幼稚園	高等部	
盲 学 校	視覚障 害	学教法施行令第22条の3の「視覚障害者」に規定する程度で、保護者とともに奈良県に居住する者（特別の事情がある者は、入学志願許可申請により許可を得ること）	幼稚園 高等部 (普通科) (保健医療科) 高等部専攻科 (理療科)	令和9年 2月8日(月) 午前9時 午後3時	令和9年 2月24日(水)			令和9年 3月8日(月)		幼稚園：行動観察、面接 高等部及び高等部専攻科：学力検査等 (普通科：国・数・英・理・保健医療科及び専攻科理療科：小論文、適性検査、機能検査)、面接
			幼稚園 高等部 (普通科) (産業・福祉科) (生活情報科)	2月16日(火) 午後3時						
	聴覚障 害	学教法施行令第22条の3の「聴覚障害者」に規定する程度で、保護者とともに奈良県に居住する者（特別の事情がある者は、入学志願許可申請により許可を得ること）	高等部 (普通科)							幼稚園：行動観察 高等部：学力検査（国・社・数・理・英）
明日香養護学校	病弱	学教法施行令第22条の3の「病弱者」に規定する程度で、保護者とともに奈良県に居住する者（特別の事情がある者は、入学志願許可申請により許可を得ること）	高等部 (普通科)							学力検査（国・数）、面接
	肢体不自由	学教法施行令第22条の3の「肢体不自由者」に規定する程度で、保護者とともに奈良県に居住する者（特別の事情がある者は、入学志願許可申請により許可を得ること）	高等部 (普通科)	令和9年 2月8日(月) 午前9時 午後3時	令和9年 2月24日(水)			令和9年 3月8日(月)		発達検査又は学力検査（国・数）、面接
	病弱	学教法施行令第22条の3の「病弱者」に規定する程度で、独立行政法人国立病院機構奈良医療センター、重症心身障害児学園・病院「バルジ・ゴードル」又は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入院又は入園中の者であって、保護者とともに奈良県に居住する者（特別の事情がある者は、入学志願許可申請により許可を得ること）	高等部 (普通科)							面接
奈良養護学校	病弱	学教法施行令第22条の3の「病弱者」に規定する程度で、保護者とともに奈良県に居住する者（特別の事情がある者は、入学志願許可申請により許可を得ること）	高等部 (普通科)							発達検査又は学力検査（国・数）、面接
	肢体不自由	学教法施行令第22条の3の「肢体不自由者」に規定する程度で、保護者とともに奈良県に居住する者（特別の事情がある者は、入学志願許可申請により許可を得ること）	高等部 (普通科)							発達検査又は学力検査（国・数）、面接
	知的障害	学教法施行令第22条の3の「知的障害者」に規定する程度で、保護者とともに奈良県に居住する者（特別の事情がある者は、入学志願許可申請により許可を得ること）	高等部 (産業科)							検査（学力及び発達に関すること）、面接
奈良東養護学校 奈良西養護学校 二階堂養護学校 西和養護学校 大淀養護学校	知的障害	自力通学ができる等一定の社会的適応力を有する知的障害者で、保護者とともに奈良県に居住する者（特別の事情がある者は、入学志願許可申請により許可を得ること）	高等部 (産業科) 農業・ものづくりコース 流通サービス・福祉コース	令和9年 1月5日(火) 午前9時 午後3時	令和9年 1月21日(木)			令和9年 1月28日(木)		学力検査（国・数） 実技検査
高等養護学校										

奈良県教育委員会事務局高校教育課
〒630-8502 奈良市登大路町 30 番地
TEL 0742-22-1101(代表)
0742-27-9851(直通)

高校教育課ホームページアドレス
<https://www.pref.nara.lg.jp/n167/66542.html>